

令和6年度

事業計画(案)

京橋おとしより相談センター
日本橋おとしより相談センター
月島おとしより相談センター

目 次

令和6年度 おとしより相談センター収支予算	1
令和6年度 事業計画(図) (案)	2
主な計画変更点	
京橋おとしより相談センター	3
日本橋おとしより相談センター	4
月島おとしより相談センター	5
事業計画 (案)	
京橋おとしより相談センター	6
日本橋おとしより相談センター	15
月島おとしより相談センター	24
参考資料	
(1) 相談実績	33
(2) 講座開催実績	
京橋おとしより相談センター	34
日本橋おとしより相談センター	36
月島おとしより相談センター	38
(3) 地域ケア会議開催実績	
京橋おとしより相談センター	41
日本橋おとしより相談センター	42
月島おとしより相談センター	43
(4) 地域別人口とおとしより相談センター職員数	45

令和6年度 おとしより相談センター収支予算

京橋おとしより相談センター

(単位:円)

	予算額	前年度予算額	主な予算項目
人 件 費	47,135,000	46,335,000	センター職員給与
管 理 費	3,635,000	3,858,000	コピー機・パソコンリース料、FAX・電話料、郵送料、交通費、事務用品等
事 業 費	344,000	461,000	講座講師謝礼等
事 務 費	766,000	759,000	本部管理事務
計	51,880,000	51,413,000	

日本橋おとしより相談センター

	予算額	前年度予算額	主な予算項目
人 件 費	60,654,000	60,654,000	センター職員給与
管 理 費	9,118,000	7,853,000	コピー機・パソコンリース料、FAX・電話料、郵便料、交通費、事務用品等
事 業 費	443,000	416,000	講座講師謝礼等
事 務 費	1,052,000	1,033,000	本部管理事務
計	71,267,000	69,956,000	

月島おとしより相談センター

	予算額	前年度予算額	主な支出
人 件 費	105,857,000	88,137,000	センター職員給与
管 理 費	6,265,000	5,814,000	コピー機・パソコンリース料、FAX・電話料、郵便料、交通費、事務用品等
事 業 費	490,000	438,000	講座講師謝礼等
夜間休日対応費	6,364,000	6,364,000	コールセンター運営費用等
事 務 費	1,784,000	1,517,000	本部管理事務
計	120,760,000	102,270,000	

令和6年度 事業計画(図)(案)

おとしより相談センターの事業	具体的な業務・取組み	取組みの目標
組織・運営体制 <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の明確化および職員への共有化 センターを適切に運営するための職員の教育・研修 各専門職間の連携 個人情報の保護に対する取組 	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針に沿ってセンター職員が事業計画の作成に参画し、センター内での共通理解をはかり、進捗確認を計画的に行う等。 職員の配置基準を満たし、利用者等に配慮して、年度途中で職員が変更することがないようにする等。 常に最新かつ専門知識を深めるための研修参加の機会を確保し、センター内での知識を共有する機会を設ける等。 支援が困難なケースに対し、関係機関等で密に情報を共有し対応していく。また、ミーティング等を計画的に開催し情報共有の場を確保する等。 個人情報を含む書類等を適切に管理し、相談・面談室においてプライバシーが確保されるよう配慮する等。 	
第1号介護予防支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防プラン作成 介護予防に関する講座の開催 「はつらつ健康教室」体験講座 	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の維持・向上に向けた介護予防ケアプランの作成を行う。 地域団体からの希望に応じて随時開催する。 介護予防の普及啓発のため各センターごとに開催する。 	<p>ケアプラン終了後、生活機能の状態が維持・改善した人の割合を前年度より増加させる。 京橋：96%以上 日本橋：95%以上 月島：95%以上</p> <p>京橋：年2回 日本橋：年2回 月島：年2回</p>
総合相談・支援業務 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の総合的な相談 在宅医療・介護連携に関する相談、連携 地域との連携による支援 総合相談・支援に関する講座の開催 地域ケア会議（普及・啓発型）の開催 地域ケア会議（個別型）の開催 地域懇談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付け、緊急性を判断した上で的確に対応する等。 区民及び関係機関からの相談を随時受付け、介護サービス事業所及び医療機関等と連携しながら対応する。 民生委員、あんしん協力員会、生活支援コーディネーター、地域団体、関係機関等と連携し、高齢者の実態を把握するとともに、必要に応じて適切な支援をする等。 地域団体からの希望に応じて随時開催する。 地域の関係者に参加してもらい、地域課題の把握を行う。 支援困難ケース等が発生した時に、随時開催する。また多職種間で支援方針を検討し介護支援専門員の資質の向上を図る。 地域の関係者が参加し、顔の見える関係性を築く。 	<p>在宅療養支援研修（医療と介護の連携） 京橋：年1回 日本橋：年2回 月島：年3回</p> <p>資質向上型地域ケア会議 京橋：年2回 日本橋：年2回 月島：年2回</p> <p>京橋：年1回 日本橋：年1回 月島：年1回</p>
権利擁護業務 <ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度や消費者被害に関する相談 虐待発見・通報に関する相談 権利擁護に関する講座 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付し、すべて中央や消費生活センター等と連携し、成年後見制度の活用や、消費者被害の早期発見・早期対応をする。 通報は随時受付し、速やかに区と連携する。 地域団体からの希望等に応じて随時開催する。 	
継続的・包括的ケアマネジメント業務 <ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメント支援・個別相談 介護支援専門員研修会の開催 ケアマネ向け広報紙「ケアマネの輪」の発行 介護支援専門員の自主活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な内容から支援困難ケースまで、随時受付し、対応する。 居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質向上のため研修会を開催する。 3センター共同で発行し、研修会の内容等の情報を提供する。 ケアマネ広場の開催場所を提供することで、介護支援専門員の情報交換等による介護支援専門員の資質向上の支援をする。 	<p>京橋：年4回 日本橋：年4回 月島：年4回</p> <p>3センター：年3回発行</p>
指定介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> 介護予防ケアプランの作成 介護予防ケアプラン作成研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能の維持・向上に向けた介護予防ケアプランの作成を行う。 センターのケアプラン作成担当者及びケアプラン作成を委託する居宅介護支援事業所を対象に研修会を開催する。 	<p>ケアプラン終了後、介護度が維持・改善した人の割合を前年度より増加させる。 京橋：85%以上 日本橋：86%以上 月島：80%以上</p> <p>3センター：年1回開催</p>
認知症に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する相談 認知症サポーター養成講座 認知症サポーターステップアップ講座 認知症サポーターの交流会 認知症初期集中支援チームへの専門職の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 随時受付し、緊急性を判断した上で的確に対応する。 年1回の開催に加えて、希望に応じて随時出前講座を行うことで、認知症の方の応援者となる認知症サポーター数を増やす。 地域で積極的に活動をする認知症サポーターを増やすために、年1回3センター合同で開催する。 センターごとに認知症サポーター同士の交流会を開催し、認知症サポーターの地域での活動を促進する。 派遣要請を受けたときに、認知症地域支援推進員を派遣する。 	<p>3センターのサポーター養成人数の合計を増加させる。</p> <p>講座参加者人数を増加させる。</p> <p>京橋：年1回 日本橋：年2回 月島：年4回</p>
その他 <ul style="list-style-type: none"> 家族交流会 福祉用具の展示・情報提供 区民へのおとしより相談センター普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各センターで介護者向けの交流会を開催する。 自立した生活を支援するため、福祉用具の展示や情報提供を行う。 パンフレットの配布など、センターの周知を行う。 	

令和6年度 主な計画変更点

京橋おとしより相談センター

項目	令和5年度計画	実績	令和6年度計画	
総合支援業務	地域懇談会の開催	年1回地域懇談会を開催し、様々な機関と顔の見える関係を築くことにより見守りネットワークの強化を図り、地域ケア会議をもとに発掘した地域課題や社会資源に対して協議していく。	6月30日に開催し、26名参加。「地域で高齢者を支えるために、それぞれの役割からできること」を主テーマとし、特に地域ケア会議での課題でもあつた“地域とつながりを持たない高齢者”への支援を焦点とした。	年1回地域懇談会を開催し、様々な機関と顔の見える関係を築くことにより見守りネットワークの強化を図り、地域ケア会議をもとに発掘した地域課題や社会資源に対して、 <u>他機関や区と協力し取り組んでいく。</u>
包括的・継続的ケアマネジ	介護支援専門員研修会の開催	介護支援専門員を対象とした研修計画をたて、各事業所へ訪問や郵送により案内・告知を行っていく。	5月16日「資質向上型地域ケア会議の内容について」30名参加、8月29日「事例検討の技術を高め利用者支援に役立てる」27名参加、11月15日「安全な環境作りについて学び利用者の自立支援に活かす」30名参加。参加者は介護支援専門員として5年以上の経験がある方が多かった。	介護支援専門員を対象とした研修計画をたて、基礎と応用のスキルに合わせた研修を実施し、研修参加実績が少ない事業所には連携強化も含めて個別連絡をおこなう。
その他	区民へのおとしより相談センター普及啓発	おとしより相談センターのパンフレットなどを銭湯・コンビニ・関係機関・医療機関等に配布し周知していく。	6月22日「もしも要介護になつたら」、7月4日「介護保険制度を学ぼう」、12月27日「介護保険と介護予防について」を実施。おとしより相談センターの具体的な利用方法や中央区の施策等を説明し、介護を必要とする利用者の子ども世代にも、おとしより相談センターの活用を知つてもらうような内容とした。	おとしより相談センターのパンフレットなどを銭湯・コンビニ・関係機関・医療機関・郵便局や銀行等に配布し周知する。 <u>さらに、おとしより相談センター便りを地域に配布し、出前講座等も活用していく。</u>

日本橋おとしより相談センター

項目	令和5年度計画	実績等	令和6年度計画	
第1号 介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 介護予防プラン作成	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプラン作成においては、生活機能の向上、改善を図り、社会資源を活用していく。生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。また、はつらつ健康教室の新規参加率80%を維持する。	はつらつ健康教室の新規参加率は73.7%であった。(新規利用者38人中28名:入院・手術後もしくは90歳前後の者で介護保険サービス未利用者が健康維持のため再度はつらつ健康教室を利用するケースがあるため)。また、11月末までの生活機能の維持・改善の割合は90%であった。教室参加中から、今後の方向性について個別に社会資源等の情報提供を行い、利用者の理想とする暮らしが実現できるように自立を促した。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプラン作成において、生活機能の向上や改善を図るため、社会資源(通いの場・サロン・区や大学が実施する体操教室等)を活用していく。また、はつらつ健康教室の新規参加率80%を維持し、健康教室終了後も自ら介護予防活動を継続できるよう情報提供(スポーツセンターや自主グループの紹介、通いの場、テレビ・ラジオ体操、粹なまちトレーニング等)を行い、生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。
ケアマネジメント・継続的業務	介護支援専門員の自主活動の支援	自主的交流の場である「ケアマネ広場」を開催する。新型コロナウイルスの感染拡大によりオンラインを活用し開催していたが、状況に応じ対面式へ切り替えていく。地域の介護支援専門員と協力し情報交換・勉強会の機会を作り、介護支援専門員の資質向上の支援を行う。	「ケアマネ広場」を集合形式で開催した。地域の介護支援専門員と協力し情報交換、介護保険外の社会資源についての勉強会の機会を設けた。	自主的交流の場である「ケアマネ広場」を奇数月(年6回)開催し、地域の介護支援専門員と協力して社会資源の発掘・共有、情報交換、勉強会の機会を提供する。開催に関しては、土思スクエア2階を提供し、連携・交流に向けた支援を行う。
その他	家族交流会	介護者の交流会である「ピアサロン」を開催し、介護に関する体験や悩みの共有、意見や情報を交換できる場を提供する。新型コロナウイルス感染症により開催できない場合は手紙や電話連絡などでフォローし、介護負担の軽減に努める。	偶数月に「ピアサロン」を開催。介護についての体験や悩みの共有、情報交換等を行い、負担感・不安感の軽減、気分転換につなげる事ができた。また参加者同士のつながりもできた。	介護者の交流会である「ピアサロン」を2か月に1回開催し、介護についての悩みの共有や情報交換ができる場を提供する。相談に来た方、出前講座等で周知し、介護者が孤立しないよう支援していく。

月島おとしより相談センター

項目	令和5年度計画	実績等(おとセンより)	令和6年度計画
組織・運営体制	第1号介護予防支援事業(運営協議会・計画) 事業年度計画の明確化 および職員への共有化	<p>日々の業務の中から地域ニーズに着目し、地域の現状や変化にあった重点業務を明確化する。また、地域の民生委員との交流会を通して、地域の変化する状況について意見交換する。</p>	<p>民生委員と担当地域ごとに交流会を行い、地域ごとの課題について意見交換を行った。日頃抱えている疑問や意見を交換することで月島地域の多様な課題を把握することができた。</p> <p>日々の業務の中から地域の現状やニーズを把握する。特に新しくできる晴海地域にはおとしより相談センターの普及啓発を積極的に行い、各地域の実情に応じた重点業務を明確化する。また、地域の民生委員との交流会を通して、地域の変化する状況について意見交換する。</p>
組織・運営体制	職員の教育・研修	<p>月島おとしより相談センター2つ目のブランチ、晴海おとしより相談センター(仮称)が開設されるにあたり、法人内外の研修を充実させ、職員の質の担保を図る。</p> <p>また、マニュアルの見直しや必要に応じて新しいマニュアル等の準備を行い、3センターでの業務内容を構築する。</p>	<p>東京都主催の研修の他、関係機関、法人内の研修を積極的に受講した。また部署内では受講した成果やテーマを決めて発表会という形で勉強会を開催した。他の職員に伝えることで自身の質の向上もできるように工夫した。</p> <p>入職間もない職員を対象にしたマニュアルを作成し、業務をスムーズに習得できるように工夫した。</p> <p>研修の機会を充実させるだけでなく、月島・勝どき・晴海の各センターの職員の質を担保できるよう部署内の勉強会をベテランと新人の職員が共に学べるように工夫する。</p>
総合相談・支援業務	在宅医療・介護連携に関する相談、連携	<p>医療関係者と合同の事例検討会に参加し、より多くの方々と顔の見える関係を構築する。また、圏域別在宅療養支援研修を年2回(月島、勝どき)実施し、各事業所の連携と質の向上を図る。</p>	<p>医療関係者との事例検討会で事例を発表することができ、おとしより相談センターの業務を紹介できた。</p> <p>また、多職種連携を目的とした、圏域別在宅療養支援研修では「高齢者の心理」と「グリーフケア」の2つをテーマに行った。特に「グリーフケア」は昨年度の問題解決型地域ケア会議で地域課題と挙げたもので、貴重な意見交換ができた。</p> <p>医療関係者と合同の事例検討会に参加し、より多くの方々と顔の見える関係を構築する。また、圏域別在宅療養支援研修を年3回(月島、勝どき、晴海)実施し、新しくできる晴海地域でサービスを提供する各事業所の連携を図る。</p>

令和6年度 京橋おとしより相談センター事業計画(案)

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとセンより)
組織・運営体制	第1号介護予防支援事業 (運営協議会・計画) 事業年度計画の明確化 および職員への共有化	1 区が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定する。	区の定めた運営方針を確認し、管理者・担当職員と話し合い計画を策定するようする。計画内容は受託法人にも報告していく。毎月、センター職員全員で全体の事業計画の振り返りを図ることにより、センター内での協力体制を継続していく。	区の定めた運営方針を確認し、管理者・担当職員と話し合い計画を策定するようする。計画内容は受託法人にも報告していく。毎月、センター職員全員で全体の事業計画の振り返りを図ることにより、センター内での協力体制を継続していく。
		2 事業計画の策定に当たって、区と協議し、区から受けた指摘がある場合、これを反映させる。	指摘があった場合は、区と協議を行い反映させるようする。	指摘があった場合は、区と協議を行い反映させるようする。
		3 区の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善を図っていく。	区より指導がある場合は、業務改善を行う。また予算執行率に関して、事務担当及び管理者は随時確認し、予算適正化を継続する。	区より指導がある場合は、業務改善を行う。また予算執行率に関して、事務担当及び管理者は随時確認し、予算適正化を継続する。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにする。	年度初めにセンター業務の重点目標を、管理者よりセンター職員や受託法人へ明確化し、月に一度職員と管理者との間の業務進捗状況を確認・共有していく。	年度初めにセンター業務の重点目標を、管理者よりセンター職員や受託法人へ明確化し、月に一度職員と管理者との間の業務進捗状況を確認・共有していく。
	セントーを適切に運営するための人員体制の構築	7 区から配置を義務付けられている三職種を配置する。	欠員が発生しないよう、受託法人と待遇見直し等を行い、職員の業務量の適正化を図る。	欠員が発生しないよう、受託法人と待遇見直し等を行い、職員の業務量の適正化を図る。
	職員の教育・研修	8 常に最新かつ専門知識を深めるための研修参加の機会を確保する。	職員自身が、研修の最新情報や研修の機会を確保できるよう、オンライン研修を含め専門職団体からの情報等を逃さないようにし、参加後はセンター内の伝達研修を行い、センター全体の質の向上を図る。	職員自身が、研修の最新情報や研修の機会を確保できるよう、オンライン研修を含め専門職団体からの情報等を逃さないようにし、参加後はセンター内の伝達研修を行い、センター全体の質の向上を図る。
		9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施する。	センター職員全員が随時研修に参加できるようなシフト管理やオンラインでの研修参加を行っていく。	センター職員全員が随時研修に参加できるようなシフト管理やオンラインでの研修参加を行っていく。
各専門職間の連携	4	区が設置する定期的な連絡会合に出席する。	区より通知のあった定期的な連絡会に出席できるようシフト管理をしていく。また、センター内では毎日の定期的なミーティングを継続し、主担当と管理者との報告・連絡・相談の強化を継続する。	区より通知のあった定期的な連絡会に出席できるようシフト管理をしていく。また、センター内では毎日の定期的なミーティングを継続し、主担当と管理者との報告・連絡・相談の強化を継続する。

項目	国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
組織・運営体制	各専門職間の連携	5 区から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受け活用する。	区からの情報を受ける前に、センター側から区へ必要な情報を問い合わせるようにしていく。また支援困難ケースに関しては、管理者を中心とし、関係職種で対応していく。	区からの情報を受ける前に、センター側から区へ必要な情報を問い合わせるようにしていく。また支援困難ケースに関しては、管理者を中心とし、関係職種で対応していく。
	個人情報の保護に対する取組	13 個人情報保護に関する区の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備する。	個人情報保護に関し、定期的に管理者が整備していく、センター職員へ個人情報保護の徹底を図るようにしていく。私物USBの禁止・USB持ち出し禁止・コピー持ち出し禁止・パソコンの定期的なパスワード変更を継続する。	個人情報保護に関し、定期的に管理者が整備していく、センター職員へ個人情報保護の徹底を図るようにしていく。私物USBの禁止・USB持ち出し禁止・コピー持ち出し禁止・パソコンの定期的なパスワード変更を継続する。
		14 個人情報が漏えいした場合の対応など、区から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知する。	管理者からセンター職員へ、個人情報保護対応をミーティングだけではなく、必要時に周知していく。個人情報に関わる持ち出しや連絡は管理者の許可を必要とする。	管理者からセンター職員へ、個人情報保護対応をミーティングだけではなく、必要時に周知していく。個人情報に関わる持ち出しや連絡は管理者の許可を必要とする。
		15 個人情報の保護に関する責任者を配置する。	管理者を個人情報保護に関する責任者として配置している。不必要になった個人情報は即座にシュレッダーにかけるか溶解する。	管理者を個人情報保護に関する責任者として配置している。不必要になった個人情報は即座にシュレッダーにかけるか溶解する。
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行う。	個人情報の持出・開示がある場合は、その日のうちに管理者がデータと書類紙面を確認する。	個人情報の持出・開示がある場合は、その日のうちに管理者がデータと書類紙面を確認する。
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 介護予防プラン作成	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。	区から基本方針が示された際、内容理解に関してセンター職員間で差が出ないように、まずは、センター内で話し合い共通理解し、そのうえで委託居宅支援事業所へ周知していく。	区から基本方針が示された際、内容理解に関してセンター職員間で差が出ないように、まずは、センター内で話し合い共通理解し、そのうえで委託居宅支援事業所へ周知していく。
		47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、必要に応じて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。	生活機能の維持・改善のため、はつらつ健康教室参加の時だけでなく、受講後も、地域や自宅で介護予防に取り組めるよう随時声掛けし、維持・改善した人の割合は96%を目指す。	生活機能の維持・改善のため、はつらつ健康教室参加の時だけでなく、受講後も、地域や自宅で介護予防に取り組めるよう随時声掛けし、維持・改善した人の割合は96%を目指す。
		48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。	はつらつ健康教室受講後、自宅でも継続して介護予防に取り組めるよう、利用可能な事業や通いの場等を活用するとともにテレビ体操や中央区のホームページに載っている中央幹なまちトレーニング等も活用できるようにしていく。	はつらつ健康教室受講後、自宅でも継続して介護予防に取り組めるよう、利用可能な事業や通いの場等を活用するとともにテレビ体操や中央区のホームページに載っている中央幹なまちトレーニング等も活用できるようにしていく。

項目		国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
第1号 介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント・ 介護予防支援	49	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	委託が必要となる場合の事業所選定は、本人意向を確認のうえ、主担当と管理者で必ず話し合って決め、公平性・中立性を確保していく。	委託が必要となる場合の事業所選定は、本人意向を確認のうえ、主担当と管理者で必ず話し合って決め、公平性・中立性を確保していく。
	介護予防プラン作成	50	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	支援経過や委託事業所からの報告等に関して、利用者一人一人のケースを作成し、適切に管理していく。	支援経過や委託事業所からの報告等に関して、利用者一人一人のケースを作成し、適切に管理していく。
	介護予防に関する講座の開催		地域団体からの希望に応じて随時開催する。	地域団体からの希望に随時対応していくが、ボランティアや介護予防に興味のある地域住民も巻き込んで開催していく。また、慈恵医大による介護予防講座も年に1回開催していく。	地域団体からの希望に随時対応していくが、ボランティアや介護予防に興味のある地域住民も巻き込んで開催していく。また、慈恵医大による介護予防講座も年に1回開催していく。
	出前はつらつ体験講座		介護予防の普及啓発のため年2回開催する。	年2回開催し、本コースにつなげるよう、介護予防強化の重要性の周知に努めていく。	年2回開催し、本コースにつなげるよう、介護予防強化の重要性の周知に努めていく。
8 総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	10	夜間・早朝の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについてパンフレットやホームページで、さらに、区民向けの出前講座開催時にも周知をしていく。	コールセンターについてパンフレットやホームページで、さらに、区民向けの出前講座開催時にも周知をしていく。
		11	平日以外の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについてパンフレットやホームページで、さらに、区民向けの出前講座開催時にも周知をしていく。	コールセンターについてパンフレットやホームページで、さらに、区民向けの出前講座開催時にも周知をしていく。
		17	区の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録する。	苦情受付管理簿を整備し、苦情があった場合に苦情内容や対応を記録したうえで、センター職員全員で振り返りの時間を作るようにしていく。また苦情内容を区へ報告していく。	苦情受付管理簿を整備し、苦情があった場合に苦情内容や対応を記録したうえで、センター職員全員で振り返りの時間を作るようにしていく。また苦情内容を区へ報告していく。
		18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、区に対して報告し必要に応じて協議する。	多様化・複雑化する相談内容に応じて、福祉制度や社会資源を活用し、課題を早期に発見して解決を目指す。必要時は、連絡会などを通し区と協議していく。	多様化・複雑化する相談内容に応じて、福祉制度や社会資源を活用し、課題を早期に発見して解決を目指す。必要時は、連絡会などを通し区と協議していく。
		19	相談者のプライバシー確保に関する区の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備する。	センター相談室を使用したり、窓口での対応時でも周囲に相談内容が漏れないように、相談対応の声の大きさ等には配慮をしていく。	センター相談室を使用したり、窓口での対応時でも周囲に相談内容が漏れないように、相談対応の声の大きさ等には配慮をしていく。
		21	終結条件を満たした相談事例について終結させる。	終結条件を満たしたものに関して、各担当者・管理者確認のもと終結していく。	終結条件を満たしたものに関して、各担当者・管理者確認のもと終結していく。

項目	国評 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	22 区で提示している相談事例の分類方法に基づいて、データ等を整備する。	センター職員全員が分類方法を把握し、毎月月末には管理者がまとめ、データ整備することにより、高齢者の全体的な課題が明確化できるようにしていく。	センター職員全員が分類方法を把握し、毎月月末には管理者がまとめ、データ整備することにより、高齢者の全体的な課題が明確化できるようにしていく。
		23 事業報告書により、各種相談事例の件数を毎月区へ報告する。	毎月上旬には、管理者から区と受託法人へ書面・データで実績報告をしていく。	毎月上旬には、管理者から区と受託法人へ書面・データで実績報告をしていく。
		24 相談事例の解決のために、必要に応じて区への支援を要請し、支援を受ける。	相談内容や収集した情報に基づき、社会資源を活用し、関係機関等と連携を図り対応する。	相談内容や収集した情報に基づき、社会資源を活用し、関係機関等と連携を図り対応する。
		25 家族介護者からの相談についても、事業報告書により、件数を毎月区へ報告する。また相談内容について記録等に残して取りまとめる。	毎月上旬には事業報告書により区へ報告し、相談内容は必ず記録を残し、センター職員全員で共有していく。また、家族相談に関しても迅速に課題を確認し対応していく。	毎月上旬には事業報告書により区へ報告し、相談内容は必ず記録を残し、センター職員全員で共有していく。また、家族相談に関しても迅速に課題を確認し対応していく。
	在宅医療・介護連携に関する相談、連携	51 医療関係者と合同の事例検討会に参加する。	センター主催の圏域ごとの在宅療養研修を年1回実施して連携を図り、また、通知のあった検討会に関しては、オンラインの活用も行いながら参加し、連携を強化していく。	センター主催の圏域ごとの在宅療養研修を年1回実施して連携を図り、また、通知のあった検討会に関しては、オンラインの活用も行いながら参加し、連携を強化していく。
		52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加する。	病院・訪問診療医等の医療機関の講演会や勉強会に参加していく。また、内容によっては、センターから関係者に検討会を依頼し連携強化していく。	病院・訪問診療医等の医療機関の講演会や勉強会に参加していく。また、内容によっては、センターから関係者に検討会を依頼し連携強化していく。
		53 区民及び関係機関からの相談を隨時受け、介護サービス事業所及び医療機関等と連携しながら対応する。	電話・来所・訪問・文書のすべてのツールを活かし、隨時相談を受け、的確な判断のもと、必要時には迅速に事業所や医療機関と連携していく。	電話・来所・訪問・文書のすべてのツールを活かし、隨時相談を受け、的確な判断のもと、必要時には迅速に事業所や医療機関と連携していく。
	地域との連携による支援	20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理する。	警察・消防といった関係機関や関係者と定期的に連絡を図り、最新情報を確認し、ネットワークの内容に変更があればデータを最新化し、連携強化・維持していく。	警察・消防といった関係機関や関係者と定期的に連絡を図り、最新情報を確認し、ネットワークの内容に変更があればデータを最新化し、連携強化・維持していく。
	総合相談・支援に関する講座の開催	地域団体からの希望に応じて随时開催する。	区民や関係機関からの依頼に応じて講座を企画・開催するとともに、当センターの役割や活用方法がより一層理解されるように情報提供していく。	区民や関係機関からの依頼に応じて講座を企画・開催するとともに、当センターの役割や活用方法がより一層理解されるように情報提供していく。

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	地域ケア会議(普及・啓発型)の開催 地域ケア会議(個別型)の開催	37 地域の関係者(住民、警察、消防、社会福祉協議会等)に参加してもらい、地域課題の把握を行うため、年3回普及・啓発型の地域ケア会議を開催する。 年1回、地域の関係者が集まり地域懇談会を開催する。	地域懇談会は年1回開催し、地域ケア会議であがつた課題を話し合い、解決策を考えていく。普及・啓発型地域ケア会議は必要時に行い、地域の課題を発掘していく。	地域懇談会は年1回開催し、地域ケア会議であがつた課題を話し合い、解決策を考えていく。普及・啓発型地域ケア会議は必要時に行い、地域の課題を発掘していく。
		38 センター主催の地域ケア会議の運営方針について、参加者等に対し周知を図る。	会議の参加者に対して、都度、会議の運営方針の周知を図り、地域の関係機関へは定期的に運営方針の周知を図るようにし、地域ケア会議を活かしていくようにしていく。	会議の参加者に対して、都度、会議の運営方針の周知を図り、地域の関係機関へは定期的に運営方針の周知を図るようにし、地域ケア会議を活かしていくようにしていく。
		39 支援困難ケース等が発生した時に、随時開催する。多職種間で支援方針の共有や連携強化を図る。(個別型地域ケア会議)	個別事例の検討を行い、問題解決に向けて取り組む。支援方針の共有や各関係者の役割の明確化を行う。必要時に適宜開催。	個別事例の検討を行い、問題解決に向けて取り組む。支援方針の共有や各関係者の役割の明確化を行う。必要時に適宜開催。
		40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。(個別型地域ケア会議)	自立支援・重度化防止に対する多職種連携の地域ケア会議においては、多職種・他機関と事例内容を検討し、さらに事例の課題に合わせ職種を選定のうえ、資質向上型地域ケア会議として年2回開催する。	自立支援・重度化防止に対する多職種連携の地域ケア会議においては、多職種・他機関と事例内容を検討し、さらに事例の課題に合わせ職種を選定のうえ、資質向上型地域ケア会議として年2回開催する。
		41 区からの個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応する。	区から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応し、個人情報保護を徹底していく。	区から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応し、個人情報保護を徹底していく。
		42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有する。	地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者で共有していくことにより、課題や役割を明確化していく。	地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者で共有していくことにより、課題や役割を明確化していく。
		43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする。	地域ケア会議で検討した役割分担や課題対応の進捗状況を参加者に適宜確認し、改善方向に向かっているかモニタリングし調整していく。	地域ケア会議で検討した役割分担や課題対応の進捗状況を参加者に適宜確認し、改善方向に向かっているかモニタリングし調整していく。
		44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討する。(普及・啓発型地域ケア会議)	普及啓発型地域ケア会議に関しては、より小さな単位で地域課題を話し合うようにし、 <u>新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、意見交換ができる</u> ように対応していく。	普及啓発型地域ケア会議に関しては、より小さな単位で地域課題を話し合うようにし、意見交換ができるように対応していく。

項目		国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	地域ケア会議(普及・啓発型)の開催 地域ケア会議(個別型)の開催	45	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、区へ報告する。	地域ケア会議における検討事項をまとめ、課題抽出を行い、区へ報告する。	地域ケア会議における検討事項をまとめ、課題抽出を行い、区へ報告する。
	地域懇談会の開催	55	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行う。(地域懇談会で実施する)	年1回地域懇談会を開催し、様々な機関と顔の見える関係を築くことにより見守りネットワークの強化を図り、地域ケア会議をもとに発掘した地域課題や社会資源に対して協議していく。	年1回地域懇談会を開催し、様々な機関と顔の見える関係を築くことにより見守りネットワークの強化を図り、地域ケア会議をもとに発掘した地域課題や社会資源に対して、 <u>他機関や区と協力し取り組んでいく。</u>
二 権利擁護業務	成年後見制度や消費者被害に関する相談	26	成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿って対応する。	区長申し立てに関する判断基準に沿って、すべて中央との協力体制・、区担当職員との連携を継続する。	区長申し立てに関する判断基準に沿って、すべて中央との協力体制、区担当職員との連携を継続する。
		29	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応する。	消費者被害に関し、相談をうけた段階で迅速に消費生活相談窓口や警察等と連携を図るとともに、消費者被害に対する周知を行うことで被害を未然に防いでいく。また、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へも情報提供に取り組む。	消費者被害に関し、相談をうけた段階で迅速に消費生活相談窓口や警察等と連携を図るとともに、消費者被害に対する周知を行うことで被害を未然に防いでいく。また、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へも情報提供に取り組む。
	虐待発見・通報に関する相談	27	高齢者虐待事例及び、高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、職員等へ周知する。	高齢者虐待事例及び、高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを共有していく。また、新型コロナウイルス感染症による社会環境、家庭環境の変化が高齢者虐待につながるリスクを把握する。	高齢者虐待事例及び、高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを共有していく。また、 <u>新型コロナウイルス感染症の影響でおきた社会環境、家庭環境の変化が高齢者虐待につながるリスクを把握し、対応の流れを職員へ周知する。</u>
		28	センターまたは区が開催する、高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討する。	高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討する。	高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討する。
	権利擁護に関する講座	30	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する。	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ、講座開催、書面交付、口頭伝達などで情報提供する。	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ、講座開催、書面交付、口頭伝達などで情報提供する。
ケアマネジメント支援・個別相談	31	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握する。	居宅介護支援事業所との連携時には随時、所属の主任介護支援専門員や介護支援専門員の最新情報・人数等を確認する。また、自発的に居宅介護支援事業所を訪問し、抱え込んでしまっている困難ケースの検討を行うことで、状況把握に役立てていく。	居宅介護支援事業所との連携時には随時、所属の主任介護支援専門員や介護支援専門員の最新情報・人数等を確認する。また、自発的に居宅介護支援事業所を訪問し、抱え込んでしまっている困難ケースの検討を行うことで、状況把握に役立てていく。	

項目	国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
包括的・継続的ケアマネジメント業務	ケアマネジメント支援・個別相談	34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設ける。	年間計画した介護支援専門員研修で拾い上げたニーズに合わせて、多職種との意見交換の場が設けられるようにし、職種間の連携強化を図る。	年間計画した介護支援専門員研修で拾い上げたニーズや介護保険報酬改定も踏まえ、多職種との意見交換の場が設けられるようにし、職種間の連携強化を図る。
		35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るために出前講座等を年4回開催する。	介護支援専門員が円滑に業務ができるよう「医療と介護の連携を深める」というテーマを重点に置きながら、自立支援に関しても意識化できるように講座内容を組み立てていく。年4回開催予定。	介護支援専門員が円滑に業務ができるよう「 <u>家族が抱える課題を含めた支援</u> 」というテーマを重点に置きながら、自立支援に関しても意識化できるように講座内容を組み立てていく。年4回開催予定。
		36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握する。	ケアマネ支援の中で、社会資源や制度に関する相談が増加しているため、ケアプラン相談以外も把握し、相談内容が解決に向かっているかを確認していく。	ケアマネ支援の中で、社会資源や制度に関する相談が増加しているため、ケアプラン相談以外も把握し、相談内容が解決に向かっているかを確認していく。
	介護支援専門員研修会の開催	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	介護支援専門員を対象とした研修計画をたて、各事業所へ訪問や郵送により案内・告知を行っていく。	介護支援専門員を対象とした研修計画をたて、基礎と応用のスキルに合わせた研修を実施し、研修参加実績が少ない事業所には連携強化も含めて個別連絡をおこなう。
		33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての区からの情報提供や、区による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催する。	介護支援専門員のアンケート等から得たニーズを分析し、どのような内容の研修が求められているかを再度確認して、最新情報提供も含め研修を開催していく。また、介護支援専門員が資質向上型地域ケア会議を身近に感じられるよう、模擬の地域ケア会議を開催する。	介護支援専門員のアンケート等から得たニーズを分析し、どのような内容の研修が求められているかを再度確認して、最新情報提供も含め研修を開催していく。また資質向上型地域ケア会議時に、 <u>区民の自立支援を目指し、ICF整理チャートを活用する</u> 。
	ケアマネ向けの広報誌「ケアマネの輪」の発行	3センター共同で発行し、研修会の内容等の情報を提供する。3センターで年3回。	3センター合同で年3回定期的に発行し、介護支援専門員業務に役立つ情報提供をしていく。	3センター合同で年3回定期的に発行し、介護支援専門員業務に役立つ情報提供をしていく。
	介護支援専門員の自主活動の支援	民間のケアマネジャーの自主的交流の場である「ケアマネ広場」の開催場所を提供することで、介護支援専門員の情報交換等による介護支援専門員の資質向上の支援をする。	介護支援専門員が日頃の業務で有益な情報交換ができるようにサポートしていく。	介護支援専門員が日頃の業務で有益な情報交換ができるようにサポートしていく。
指定支援介護事業予防	介護予防ケアプランの作成	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。	区より示された基本方針をセンター職員の理解に差が無いようにし、利用者が望む在宅生活を継続できるようにプラン作成していく。身体機能等の維持改善率は85%以上を目指す。	区より示された基本方針をセンター職員の理解に差が無いようにし、利用者が望む在宅生活を継続できるようにプラン作成していく。身体機能等の維持改善率は85%以上を目指す。

項目	国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
指定介護予防支援事業	介護予防ケアプランの作成	47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。	新型コロナウイルス感染症の影響により増加した社会資源であるオンラインの活用を継続し、モニタリング時の工夫を行い、本人の達成動機が低下しないようにしていく。	モニタリング時に新しい社会資源等の情報提供を行い、本人の達成動機が低下しないようにしていく。
		48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。	区から示された支援手法を確認したうえで、必要時は活用していく。また在宅での自立した日常生活を維持できるように85%以上が身体機能等の維持・改善できるようにしていく。	区から示された支援手法を確認したうえで、必要時は活用していく。また在宅での自立した日常生活を維持できるように85%以上が身体機能等の維持・改善できるようにしていく。
		49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	委託の際は、委託する根拠を明確にし、依頼する事業所に偏りがないようにする。管理者は公平性・中立性が保たれているか、常に確認していく。	委託の際は、委託する根拠を明確にし、依頼する事業所に偏りがないようにする。管理者は公平性・中立性が保たれているか、常に確認していく。
		50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	委託の各ケースに担当者を決め、記録や進行管理をしていく。各担当者は進捗状況を毎月管理者へ報告していく。	委託の各ケースに担当者を決め、記録や進行管理をしていく。各担当者は進捗状況を毎月管理者へ報告していく。
	介護予防ケアプラン作成研修の開催	センターのケアプラン作成担当者及びケアプラン作成を委託する居宅介護支援事業所を対象に研修会を3センターで年1回開催する。	令和5年度は主担当。これまでのアンケート結果を活かしながら、ケアマネジャーにとって介護予防ケアプランが作成しやすくなるように、自立支援の根拠に基づいた情報の機会を設けられる研修を3センター合同で年1回開催する。	ケアマネジャーにとって介護予防ケアプランが作成しやすくなるように、自立支援の根拠に基づいた情報の機会を設けられる研修を3センター合同で年1回開催する。
認知症に関する事業	認知症に関する相談	随時受付けし、緊急性を判断した上で的確に対応する。	早期発見を心がけ、関係機関と連携し的確に対応していく。必要時は認知症疾患医療センターとも連携していく。	早期発見を心がけ、関係機関と連携し的確に対応していく。必要時は認知症疾患医療センターとも連携していく。
	認知症サポートー養成講座	年1回の開催に加えて、希望に応じて随時出前講座を行うことで、認知症の方の応援者となる認知症サポートー数を増やす。	区民向け講座は年に1回、区役所会議室を使用し開催する。企業向けや町会・児童館等の出前講座は、新型コロナウイルス感染症の状況を見て、感染対策をしたうえで、依頼に応じて随時開催していく。	区民向け講座は年に1回、区役所会議室を使用し開催する。企業向けや町会・児童館等の出前講座は、依頼に応じて随時開催していく。
	認知症サポートーステップアップ講座	地域で積極的に活動をする認知症サポートーを増やすために、年1回3センター合同で開催する。	認知症サポートーが、地域での活動や認知症の方の見守り支援に役立つ情報・知識を織り交ぜた内容の講座を年1回3センター合同で開催する。	認知症サポートーが、地域での活動や認知症の方の見守り支援に役立つ情報・知識を織り交ぜた内容の講座を年1回3センター合同で開催する。

項目		国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
認知症に関する事業	認知症サポーター交流会		センターごとに認知症サポーター同士の交流会を開催し、認知症サポーターの地域での活動を促進する。	認知症サポーターが認知症への十分な理解を持って認知症の方と接することができるよう活動内容を検討し、認知症サポーター交流会を年1回開催していく。	認知症サポーターが認知症への十分な理解を持って認知症の方と接することができるよう活動内容を検討し、認知症サポーター交流会を年1回開催していく。
	認知症初期集中支援チームへの専門職の派遣	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図る。	情報共有を図るとともに、要請があれば専門職を派遣していく。	情報共有を図るとともに、要請があれば専門職を派遣していく。
その他	家族交流会		介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各センターで介護者向けの交流会を開催する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしながら、開催月や内容を柔軟に設定し、開催を継続していく。開催できないときは、参加メンバーに手紙や電話などでアプローチし、介護による孤立を防ぐ。また、交流会の周知を広げ参加者を増やすことにより、介護のことを気軽に話し合える機会を増やす。	開催月や内容を柔軟に設定し、開催を継続していく。開催できないときは、参加メンバーに手紙や電話などでアプローチし、介護による孤立を防ぐ。また、交流会の周知を広げ参加者を増やすことにより、介護のことを気軽に話し合える機会を増やす。
	福祉用具の展示・情報提供		自立した生活を支援するため、福祉用具の展示や情報提供を行う。	福祉用具の展示やカタログ等のパンフレットで分かりやすいように情報提供していく。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としては、展示品は定期的にアルコール消毒をおこない、清潔を保つようにしていく。	福祉用具の展示やカタログ等のパンフレットで分かりやすいように情報提供していく。展示品は定期的にアルコール消毒をおこない、清潔を保つようにしていく。
	区民へのおとしより相談センター普及啓発	12	パンフレットの配布など、センターの周知を行う。	おとしより相談センターのパンフレットなどを銭湯・コンビニ・関係機関・医療機関・郵便局や銀行等に配布し周知する。さらに、おとしより相談センター便りを地域に配布し、出前講座等も活用していく。	おとしより相談センターのパンフレットなどを銭湯・コンビニ・関係機関・医療機関・郵便局や銀行等に配布し周知する。さらに、おとしより相談センター便りを地域に配布し、出前講座等も活用していく。

令和6年度 日本橋おとしより相談センター事業計画(案)

項目	国評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとセンより)
組織・運営体制	第1号介護予防支援事業 (運営協議会・計画) 事業年度計画の明確化 および職員への共有化	1 区が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定する。	区が定める運営方針の内容に沿って、実践的な事業計画を策定する。	区が定める運営方針の内容に沿って、実践的な事業計画を策定する。
		2 事業計画の策定に当たって、区と協議し、区から受けた指摘がある場合、これを反映させる。	事業計画策定に当たって、区から指摘があった場合には、区と協議を行い、反映させる。	事業計画策定に当たって、区から指摘があった場合には、区と協議を行い、反映させる。
		3 区の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善を図っていく。	運営協議会で意見や指導を受けた際は、センター職員全員で情報共有し、改善案を検討し、業務改善を行う。	運営協議会で意見や指導を受けた際は、センター職員全員で情報共有し、改善案を検討し、業務改善を行う。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにする。	担当圏域の現状やニーズに基づき、実情にあった重点業務を明らかにする。	担当圏域の現状やニーズに基づき、実情にあった重点業務を明らかにする。
	センターを適切に運営するための人員体制の構築	7 区から配置を義務付けられている三職種を配置する。	区から配置を義務付けられている職員の人員体制を満たす。	区から配置を義務付けられている職員の人員体制を満たす。
	職員の教育・研修	8 常に最新かつ専門知識を深めるための研修参加の機会を確保する。	職員それぞれが専門的な知識を得るため、研修の機会を確保する。	職員それぞれが専門的な知識を得るため、研修の機会を確保する。
		9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施する。	受託法人である日本橋医師会主催の研修会や関係団体の対外研修、勉強会などへセンター職員全員が参加する。	受託法人である日本橋医師会主催の研修会や関係団体の対外研修、勉強会などへセンター職員全員が参加する。
	各専門職間の連携	4 区が設置する定期的な連絡会合に出席する。	区と他包括、専門職間との連携のため、定期的な連絡会や各部会に参加する。	区と他包括、専門職間との連携のため、定期的な連絡会や各部会に参加する。
		5 区から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受け活用する。	担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を区から情報提供を受け、センター職員間で共有し活用していく。	担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を区から情報提供を受け、センター職員間で共有し活用していく。
	個人情報の保護に対する取組	13 個人情報保護に関する区の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備する。	個人情報保護については、区の取扱方針に沿った法人の個人情報保護マニュアルを活用し、整備する。	個人情報保護については、区の取扱方針に沿った法人の個人情報保護マニュアルを活用し、整備する。

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
運営組織体制	個人情報の保護に対する取組	14 個人情報が漏えいした場合の対応など、区から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知する。	個人情報保護のため、勉強会を開催し各職員に周知徹底する。個人情報については鍵のあるキャビネットへ保管し、退勤時には必ず施錠する。	個人情報保護のため、勉強会を開催し各職員に周知徹底する。個人情報については鍵のあるキャビネットへ保管し、退勤時には必ず施錠する。
		15 個人情報の保護に関する責任者を配置する。	個人情報保護に関する責任者として管理者を配置している。	個人情報保護に関する責任者として管理者を配置している。
		16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行う。	個人情報開示については区と協議を行う。又持出等については、業務日誌の管理簿へ記載し、管理者が確認を行う。	個人情報開示については区と協議を行う。又持出等については、業務日誌の管理簿へ記載し、管理者が確認を行う。
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 介護予防プラン作成	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。	区から提示された基本方針については、センター職員全員が共通理解したうえで、委託先の居宅介護支援事業所に研修や勉強会、個別対応等により周知する。	区から基本方針が示された際、センター職員全員が共通理解することを第一とし、委託先の居宅介護支援事業所に必要に応じて研修や勉強会、個別対応等により周知する。
		47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、必要に応じて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプラン作成においては、生活機能の向上、改善を図り、社会資源を活用していく。生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。また、はつらつ健康教室の新規参加率80%を維持する。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプラン作成において、生活機能の向上や改善を図るため、社会資源(通いの場・サロン・区や大学が実施する体操教室等)を活用していく。また、はつらつ健康教室の新規参加率80%を維持し、健康教室終了後も自ら介護予防活動を継続できるよう情報提供(スポーツセンターや自主グループの紹介、通いの場、テレビ・ラジオ体操、粹なまちトレーニング等)を行い、生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。
		48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。	区から示された支援の手法を活用することにより、利用者のセルフマネジメントを推進する。	区から示された支援の手法を活用することにより、利用者のセルフマネジメントを推進する。
		49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際は、本人の意向を踏まえて、事業所選定の公平性・中立性確保に留意し偏りがないようにする。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、本人・家族の意向を踏まえ、事業所選定に際し公平性・中立性確保に留意し偏りがないようにする。
		50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した際は台帳に入力及び利用者毎にファイルを作成し、適切に進行管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託した際は台帳に入力及び利用者毎にファイルを作成し、適切に進行管理を行う。

項目		国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
第1号 援事業 介護予防支	介護予防に関する講座の開催		地域団体からの希望に応じて随時開催する。	地域からの講座開催希望には随時対応し介護予防の普及・啓発に努める。また介護予防講座を年1回開催する。	地域からの講座開催希望には随時対応し介護予防の普及・啓発に努める。また介護予防講座を年1回開催する。
	出前はつらつ体験講座		介護予防の普及啓発のため年2回開催する。	「はつらつ健康教室」体験講座を年2回開催し、介護予防への重要性について周知する。	「はつらつ健康教室」体験講座を年2回開催し、介護予防への重要性について周知する。
総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	10	夜間・早朝の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについて、パンフレット等を活用し、出前講座・福祉講座等で住民に周知していく。	コールセンターについて、パンフレット等を活用し、出前講座・福祉講座等で区民に周知していく。
		11	平日以外の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについて、パンフレット等を活用し、出前講座・福祉講座等で住民に周知していく。	コールセンターについて、パンフレット等を活用し、出前講座・福祉講座等で区民に周知していく。
		17	区の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録する。	区の方針に沿って対応し、記録・報告を行う。苦情内容についてはセンター内で共有し、区へ報告する。	区の方針に沿って対応し、記録・報告を行う。苦情内容についてはセンター内で共有し、区へ報告する。
		18	センターが受けた介護サービスに関する相談について、区に対して報告し必要に応じて協議する。	介護サービスに関する相談があった際には区に報告し、必要時には連絡会等を通じて対応策を協議する。	介護サービスに関する相談があった際には区に報告し、必要時には連絡会等を通じて対応策を協議する。
		19	相談者のプライバシー確保に関する区の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備する。	相談者のプライバシー確保に関する区の方針に沿い、周囲に相談内容が漏れないよう配慮する。また、相談内容によって相談室を使用するなどプライバシーの確保に努める。	相談者のプライバシー確保に関する区の方針に沿い、周囲に相談内容が漏れないよう配慮する。また、相談内容によって相談室を使用するなどプライバシーの確保に努める。
		21	終結条件を満たした相談事例について終結させる。	終結条件を満たした相談事例については管理者と各担当者で話し合い、確認のうえ終結させる。	終結条件を満たした相談事例については、管理者と各担当者で話し合い、確認のうえ終結させる。
		22	区で提示している相談事例の分類方法に基づいて、データ等を整備する。	区より提示された分類方法に基づき、業務日誌や実績報告等でデータを整備し、毎月区に報告する。	相談事例を区より提示された分類方法に基づいて業務日誌等で整理し、毎月区へ報告する。
		23	事業報告書により、各種相談事例の件数を毎月区へ報告する。	毎月の事業報告書により、各種相談事例の件数を区へ報告する。	相談件数を業務日誌で集計し、毎月区へ報告する。

項目	国評 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	24 相談事例の解決のために、必要に応じて区への支援を要請し、支援を受ける。	おとしより相談センター間(日本橋と人形町)や各関係機関と連携を図りながら迅速に対応し、必要に応じて区へ支援を要請する。	日本橋・人形町おとしより相談センター間や各関係機関と連携して対応し、必要に応じて区へ支援を要請する。
		25 家族介護者からの相談についても、事業報告書により、件数を毎月区へ報告する。また相談内容について記録等に残して取りまとめる。	家族介護者からの相談についても相談内容を記録し、センター内で共有していく。事業報告書により件数を毎月区へ報告する。	家族介護者からの相談があった際には、相談内容を記録し、センター内で共有していく。また相談件数を毎月区へ報告する。
	在宅医療・介護連携に関する相談、連携	51 医療関係者と合同の事例検討会に参加する。	医療関係者と合同の事例検討会に参加する。また、多職種連携を目的とした在宅療養研修を年2回(日本橋・人形町)実施し、多職種連携を強化するとともに、在宅療養に必要な知識、技術向上のため、医療職による講義とグループワークを実施する。	医療関係者と合同の事例検討会に参加し、関係の構築を図る。また、圏域別在宅療養支援研修を年2回開催し、講義とグループワークを通して資質向上及び関係機関との連携強化を図る。
		52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加する。	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に各職員が参加する。	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に各職員が参加する。
		53 区民及び関係機関からの相談を隨時受け付け、介護サービス事業所及び医療機関等と連携しながら対応する。	区民及び関係機関からの相談を随时受け付け、内容に応じて介護サービス事業所及び医療機関と連携しながら対応する。	区民及び関係機関からの相談を随时受け付け、内容に応じて介護サービス事業所及び医療機関と連携しながら対応する。
	地域との連携による支援	20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理する。	関係機関や関係者のネットワークについて、最新の連絡先や担当者などの情報を整理して管理していく。	関係機関や関係者のネットワークについて、最新の連絡先や担当者などの情報を整理して管理する。
	総合相談・支援に関する講座の開催	地域団体からの希望に応じて隨時開催する。	区民や関係機関からの依頼や要望に応じ、隨時出前講座を開催する。	区民や関係機関からの依頼に応じて、隨時出前講座を開催する。
	地域ケア会議(普及・啓発型)の開催 地域ケア会議(個別型)の開催	37 地域の関係者(住民、警察、消防、社会福祉協議会等)に参加してもらい、地域課題の把握を行うため、年3回普及・啓発型の地域ケア会議を開催する。 年1回、地域の関係者が集まり地域懇談会を開催する。	普及・啓発型の地域ケア会議を開催し、地域住民や関係者(警察・消防・社会福祉協議会・民生委員等)とともに地域の現状や課題について話し合う。また、年1回地域懇談会を開催し、顔の見える関係のもと、地域ケア会議であがつた課題を共有し、連携の強化を図る。	普及・啓発型の地域ケア会議を年1回開催し、地域住民や関係機関とともに地域の現状や課題について協議する。 また、地域懇談会を年1回開催し、顔の見える関係のもと、地域ケア会議であがつた課題の共有や連携強化を図る。
		38 センター主催の地域ケア会議の運営方針について、参加者等に対し周知を図る。	地域ケア会議開催にあたり、事前に口頭・書面にて目的や運営方針を提示し、参加者に周知を図る。	地域ケア会議開催にあたり、事前に口頭・書面にて目的や運営方針を提示し、参加者に周知を図る。

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	地域ケア会議(普及・啓発型)の開催 地域ケア会議(個別型)の開催	39 支援困難ケース等が発生した時に、随時開催する。多職種間で支援方針の共有や連携強化を図る。(個別型地域ケア会議)	支援困難なケースが発生した際には、関係機関と連携して随時個別の地域ケア会議を開催する。 <u>問題解決に向けて多職種で支援方針の共有、役割分担を行い、連携体制の強化を図る。</u>	支援困難なケースが発生した際には、関係機関と連携し個別の地域ケア会議を随時開催する。多職種で支援方針の共有、役割分担を行い、 <u>支援体制を整えていく。</u>
		40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。(個別型地域ケア会議)	資質向上型地域ケア会議においては、自立支援・重度化防止等に資するよう、ケープランについて多職種からのアドバイスを受け介護支援専門員の資質の向上を図る。また、併せて事例から抽出された地域課題の把握を行う。(年2回で4事例を検討)	資質向上型地域ケア会議を年2回(4事例)開催し、自立支援・重度化防止の観点から、多職種と連携して事例検討を行う。また、事例を通して地域課題を把握し、対応策を見出す。
		41 区からの個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応する。	地域ケア会議開催時、区からの個人情報の取扱方針に基づく誓約書を参加者と取り交わし、個人情報の保護に努める。	地域ケア会議開催時、 <u>区より提示された個人情報の取扱方針に基づく誓約書を参加者と取り交わし、個人情報の保護に努める。</u>
		42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有する。	地域ケア会議開催時、議事録をまとめて課題や支援方針を参加者間で共有する。	地域ケア会議開催時、議事録をまとめて課題や支援方針を参加者間で共有する。
		43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする。	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を会議参加者からモニタリングし、継続して支援していく。	地域ケア会議で検討した個別事例について、 <u>会議参加者への状況確認やモニタリングを行い、継続的に支援状況を確認していく。</u>
		44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討する。(普及・啓発型地域ケア会議)	必要に応じて随時、普及・啓発型の地域ケア会議を開催し、地域の課題についての把握・検討を行う。	必要に応じて随時、普及・啓発型の地域ケア会議を開催し、地域の課題についての把握・検討を行う。
		45 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、区へ報告する。	地域ケア会議開催後、議事録をまとめ区へ提出する。	地域ケア会議開催後、議事録をまとめ区へ提出する。
	地域懇談会の開催	55 生活支援コーディネーター・協議体と、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行う。(地域懇談会で実施する)	年1回地域懇談会を開催し、地域住民や関係機関との関係づくりを行うとともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議し、支援につなげていく。	地域懇談会を年1回開催し、地域住民や関係機関との関係づくりを行うとともに、 <u>地域における課題や必要な社会資源について協議していく。</u>

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
権利擁護業務	成年後見制度や消費者被害に関する相談	26 成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿って対応する。	区から示された成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿って対応する。ケースに応じて担当ケースワーカーやすてっぷ中央と連携して対応する。	区から提示された成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿い、区の担当職員やすてっぷ中央と連携して支援していく。
		29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応する。	随時相談を受け付け、消費生活センターや警察等と連携して迅速に対応する。また、消費者被害に関する情報提供や注意喚起を行う。	消費者被害に関する相談があった際には消費生活センターや警察等と連携し、迅速に対応する。また、地域住民や関係者への情報提供、注意喚起を行う。
	虐待発見・通報に関する相談	27 高齢者虐待事例及び、高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、職員等へ周知する。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、職員へ周知する。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、職員へ周知する。
		28 センターまたは区が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討する。	高齢者虐待防止に関する会議や研修に参加し、情報を職員間で共有する。虐待通報・発見時には区と連携して迅速に対応する。	高齢者虐待防止に関する会議や研修に参加し、情報を職員間で共有する。虐待通報・発見時には区と連携して迅速に対応する。
	権利擁護に関する講座	30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する。	消費者被害に関する情報を民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等と共有する。また、福祉講座などで地域住民にも情報提供し、被害防止を図る。	消費者被害に関する情報を民生委員や介護サービス事業所等と共有する。また、福祉講座等で地域住民へ情報提供し、被害防止を図る。
包括的・継続的ケアマネジメント支援・個別相談	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握する。	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握する。	担当圏域における居宅介護支援事業所の管理者名及び主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等のデータを区と連携し把握する。	担当圏域における居宅介護支援事業所の管理者名及び主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等のデータを区と連携して把握する。
		34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設ける。	担当圏域の介護支援専門員のニーズを把握し、ニーズに基づいた関係機関・関係者との意見交換の場を設け、連携強化を図る。	担当圏域の介護支援専門員のニーズを把握し、そのニーズに基づいた関係機関・関係者との意見交換の場を設け、連携強化を図る。
	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るために出前講座等を年4回開催する。	35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るために出前講座等を年4回開催する。	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対し、介護予防・自立支援に関する意識の共有のため、出前講座等を年4回開催する。	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を目的とした出前講座等を年4回開催する。
		36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握する。	介護支援専門員から受けた個別の相談については、事例内容を整理・分類した上で、毎月件数を把握し、年度毎に集計し、実績報告を行う。	介護支援専門員から受けた個別の相談については、事例内容を整理・分類した上で毎月件数を把握し、年度毎に集計して実績報告を行う。

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
ケアマネジメント・継続的業務	介護支援専門員研修会の開催	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会の年間の開催計画を前年度中に作成し、年度当初までに、指定居宅介護支援事業所に案内・周知を行う。	区内で活動する介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会の年間の開催計画を前年度に作成し、年度当初までに指定居宅介護支援事業所に案内・周知を行う。
		33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての区からの情報提供や、区による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催する。	区からの情報提供や、研修内容等を踏まえ、内容・開催時期を検討し、介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会を開催する。また、個別事例を検討する資質向上型地域ケア会議を年2回開催する。	区からの情報提供や研修内容を踏まえ、内容・開催時期を検討して介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会を開催する。また、個別事例を検討する資質向上型ケア会議を年に2回開催する。
	ケアマネ向けの広報誌「ケアマネの輪」の発行	3センター共同で発行し、研修会の内容等の情報を提供する。3センターで年3回。	3センター共同で年3回定期的に発行し、研修会の報告や業務に役立つ情報等を掲載し、居宅介護支援事業所へ配布する。	3センター共同で年3回定期的に発行し、研修会の報告や業務に役立つ情報などを掲載し居宅介護支援事業所へ配布する。
	介護支援専門員の自主活動の支援	民間のケアマネジャーの自主的交流の場である「ケアマネ広場」の開催場所を提供することで、介護支援専門員の情報交換等による介護支援専門員の資質向上の支援をする。	自主的交流の場である「ケアマネ広場」を開催する。新型コロナウイルスの感染拡大によりオンラインを活用し開催していたが、状況に応じ対面式へ切り替えていく。地域の介護支援専門員と協力し情報交換・勉強会の機会を作り、介護支援専門員の資質向上の支援を行う。	自主的交流の場である「ケアマネ広場」を奇数月(年6回)開催し、地域の介護支援専門員と協力して社会資源の発掘・共有、情報交換、勉強会の機会を提供する。開催に関しては、十思スクエア2階を提供し、連携・交流に向けた支援を行う。
指定介護予防支援事業	介護予防ケアプランの作成	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。身体機能等の維持・改善率86%を目標とする。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。身体機能等の維持・改善率86%を目標とする。
		47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。	利用者が自立した生活を継続できるように、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源が活用できるケアプラン作成を行う。	利用者が自立した生活を継続できるように、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源が活用できるケアプラン作成を行う。
		48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。	区から示された支援の手法を活用し、利用者のセルフマネジメントを推進していく。	区から示された支援の手法を活用し、利用者のセルフマネジメントを推進していく。
		49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	本人の意向を踏まえて、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際、本人・家族の意向を踏まえ、事業所選定に際し公平性・中立性確保に留意し偏りがないようにする。

項目		国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
指定介護予防支援事業	介護予防ケアプランの作成		50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合、各担当職員を決め担当職員と管理者で記録・台帳にて管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託した場合、各担当職員を決め担当職員と管理者で記録・台帳にて管理を行う。
認知症に関する事業	認知症に関する相談		随时受付けし、緊急性を判断した上で的確に対応する。	随时相談を受け付け、緊急性などを的確に判断のうえ対応し、早期発見・早期診断に結び付ける。必要時、認知症疾患医療センターとの連携を図っていく。	認知症の早期発見、早期診断に結びつけられるよう、随时相談を受付け、緊急性などを的確に判断し対応する。必要時、認知症疾患医療センターとの連携を図っていく。
	認知症サポーター養成講座		年1回の開催に加えて、希望に応じて随时出前講座を行うことで、認知症の方の応援者となる認知症サポーター数を増やす。	地域住民・在勤者・在学者向けに年1回講座を開催する。認知症サポーター及びキャラバン・メイトの協力を得て、住民・児童館向けの養成講座を開催する。企業向けの講座では対面形式・オンライン形式を組み合わせながら認知症サポーター数を増やしていく。企業や地域住民に対して認知症サポーター養成講座を開催できるよう周知し開催回数を増やしていく。	区民・在勤・在学者向けに年1回の講座を開催する。認知症サポーター及びキャラバン・メイトの協力を得て、住民・児童館向けの養成講座を開催する。企業向けの講座ではオンライン形式も活用し、対面式とを組み合わせながら認知症サポーター数を増やしていく。企業や地域住民へ認知症サポーター養成講座の周知をし開催回数を増やしていく。
	認知症サポーターステップアップ講座		地域で積極的に活動をする認知症サポーターを増やすために、年1回3センター合同で開催する。	3センター合同で年1回開催する。認知症サポーターの意見や関心を反映し、認知症サポーター活動に活かせる講座を企画のうえ、実施する。	3センター合同で年1回開催する。認知症サポーターの意見や興味・関心を反映し、活動に活かせる講座を企画し、協力して実施する。
	認知症サポーター交流会		センターごとに認知症サポーター同士の交流会を開催し、認知症サポーターの地域での活動を促進する。	認知症サポーター交流会(オレンジサークル)を年2回開催する。認知症サポーターの意見交換の場を作り、新たな活動の機会をつくる。	認知症サポーター交流会(オレンジサークル)を年2回開催する。認知症サポーターの意見交換の場を作り、新たな活動の機会へ参加できるように支援する。
	認知症初期集中支援チームへの専門職の派遣	54	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図る。	必要性を見極めて専門職を派遣していく。適切な支援や医療・介護につながるように連携を図る。	必要性を見極めて専門職を派遣していく。適切な支援や医療・介護につながるように連携を図る。

項目	国の評価 項目番号	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
その他	家族交流会	介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各センターで介護者向けの交流会を開催する。	介護者の交流会である「ピアサロン」を開催し、介護に関する体験や悩みの共有、意見や情報を交換できる場を提供する。新型コロナウイルス感染症により開催できない場合は手紙や電話連絡などでフォローし、介護負担の軽減に努める。	介護者の交流会である「ピアサロン」を2か月に1回開催し、介護についての悩みの共有や情報交換ができる場を提供する。 <u>相談に来た方、出前講座等で周知し、介護者が孤立しないよう支援していく。</u>
	福祉用具の展示・情報提供	自立した生活を支援するため、福祉用具の展示や情報提供を行う。	十思スクエア1階に常時展示してある福祉用具やパンフレット等により、情報提供を行う。	十思スクエア1階に常時展示してある福祉用具やパンフレット等により、情報提供を行う。
	区民へのおとしより相談センター普及啓発	12 パンフレットの配布など、センターの周知を行う。	「おとしより相談センター」のパンフレットや「中央区おとしより相談センター便り」等を地域の関係機関やマンションの管理組合等に配布し、センターの周知を行う。	おとしより相談センターのパンフレットや中央区おとしより相談センター便りを地域の関係機関等に配布し、センターの周知を行う。

令和6年度 月島おとしより相談センター事業計画(案)

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとセンより)
組織・運営体制	第1号介護予防支援事業 (運営協議会・計画) 事業年度計画の明確化 および職員への共有化	1 区が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定する。	区の運営方針に沿って事業計画を策定する。計画について職員に周知する。課業表の作成により担当者を明確にし、遂行状況について都度確認する。
		2 事業計画の策定に当たって、区と協議し、区から受けた指摘がある場合、これを反映させる。	事業計画策定にあたり指摘がある場合は、区と協議し反映させる。
		3 区の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善を図っていく。	区より指導を受けた場合は、センター職員全員で内容を共有・検討し業務改善を行う。
		6 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの実情に応じた重点業務を明らかにする。	日々の業務の中から地域ニーズに着目し、地域の現状や変化にあった重点業務を明確化する。また、地域の民生委員との交流会を通して、地域の変化する状況について意見交換する。
	センターを適切に運営するための人員体制の構築	7 区から配置を義務付けられている三職種を配置する。	令和6年度に開設される晴海おとしより相談センター(仮称)の準備期間として、適切な人員体制を整える。
		8 常に最新かつ専門知識を深めるための研修参加の機会を確保する。	業務に関連する研修の情報についてもれなく伝達し、機会の確保・参加への促しを図る。
	職員の教育・研修	9 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施する。	月島おとしより相談センター2つ目のブランチ、晴海おとしより相談センター(仮称)が開設されるにあたり、法人内外の研修を充実させ、質の担保を図る。また、マニュアルの見直しや必要に応じて新しいマニュアル等の準備を行い、3センターでの業務内容を構築する。
		4 区が設置する定期的な連絡会合に出席する。	定期的に連絡会や各部会等に参加し連携を深めていく。得られた情報は日々の申し送りや定例の部署ミーティングによりセンター職員全員で共有する。
	5 区から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受け活用する。	区と連携し互いに情報共有しながら、得られた情報を活用し、ニーズ把握に努める。	区と連携し互いに情報共有しながら、得られた情報を活用し、ニーズ把握に努める。

項目		指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
組織・運営体制 個人情報の保護に対する取組	13 個人情報保護に関する区の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備する。 14 個人情報が漏えいした場合の対応など、区から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知する。 15 個人情報の保護に関する責任者を配置する。 16 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行う。	個人情報保護については、区の方針に沿いながら、法人の個人情報保護マニュアルも活用し、整備する。	個人情報保護については、区の方針に沿いながら、法人の個人情報保護マニュアルも活用し、整備する。	
		入職時や法人研修、職員勉強会等で周知を図る。個人情報の管理については鍵のある書棚に保管する。情報の持ち出しと施錠確認はチェック表を活用する。	入職時や法人研修、職員勉強会等で周知を図る。個人情報の管理については鍵のある書棚に保管する。情報の持ち出しと施錠確認はチェック表を活用する。	
		管理者を個人情報保護の責任者とする。	管理者を個人情報保護の責任者とする。	
		個人情報の持出・開示の際は管理者へ報告し、業務日誌へ記載し確認を行う。情報開示については、必要に応じて区と協議の上対応する。	個人情報の持出・開示の際は管理者へ報告し、業務日誌へ記載し確認を行う。情報開示については、必要に応じて区と協議の上対応する。	
25 第1号介護予防支援事業	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。 47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、必要に応じて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。 48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。 49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。 50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針をセンター職員全員で理解するとともに、委託先の居宅介護支援事業所へ同様に内容を周知する。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針をセンター職員全員で理解するとともに、委託先の居宅介護支援事業所へ同様に内容を周知する。	
		必要に応じて地域の様々な地域資源を活用しながら、介護予防に取り組む。生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。	必要に応じて地域の様々な地域資源を活用しながら、介護予防に取り組む。生活機能の維持・改善の割合が95%になることを目標とする。	
		区から示された支援の手法を活用し、利用者のセルフマネジメントを推進していく。活用可能な地域の情報については必要に応じて情報を提供する。	区から示された支援の手法を活用し、利用者のセルフマネジメントを推進していく。活用可能な地域の情報については必要に応じて情報を提供する。	
		本人の意向を踏まえて、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際は、事業所選定の公平性・中立性確保に留意し、指針に沿って行う。	本人の意向を踏まえて、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際は、事業所選定の公平性・中立性確保に留意し、指針に沿って行う。	
		介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した際は一覧表での管理と、利用者毎にファイル作成し適切に管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した際は一覧表での管理と、利用者毎にファイル作成し適切に管理を行う。	

項目		指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
第1号 介護 予防 支援	介護予防に関する講座の開催	地域団体からの希望に応じて随時開催する。	介護予防に関する地域からの講座開催希望には随時対応し普及・啓発に努める。また慈恵医大の介護予防講座を年1回開催する。	介護予防に関する地域からの講座開催希望には随時対応し普及・啓発に努める。また慈恵医大の介護予防講座を年1回開催する。
	出前はつらつ体験講座	介護予防の普及啓発のため年2回開催する。	介護予防の普及啓発のため年2回の「はつらつ健康教室」体験講座を開催する。はつらつ健康教室への参加を促しながら、介護予防の重要性を周知する。	介護予防の普及啓発のため年2回の「はつらつ健康教室」体験講座を開催する。はつらつ健康教室への参加を促しながら、介護予防の重要性を周知する。
総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	10 夜間・早朝の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについて区発行のしおりやパンフレット等を活用し、周知する。地域の出前講座等でも広報していく。	コールセンターについて区発行のしおりやパンフレット等を活用し、周知する。地域の出前講座等でも広報していく。
		11 平日以外の窓口(連絡先)であるコールセンターを、住民に対しパンフレットやホームページ等で周知する。	コールセンターについて区発行のしおりやパンフレット等を活用し、周知する。地域の出前講座等でも広報していく。	コールセンターについて区発行のしおりやパンフレット等を活用し、周知する。地域の出前講座等でも広報していく。
		17 区の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録する。	区の方針に沿って対応し、記録・報告を行う。苦情内容についてセンター内で共有する。	区の方針に沿って対応し、記録・報告を行う。苦情内容についてセンター内で共有する。
		18 センターが受けた介護サービスに関する相談について、区に対して報告し必要に応じて協議する。	介護サービスに関する相談を受けた際には随時区に報告し、必要に応じて対応策など協議する。	介護サービスに関する相談を受けた際には随時区に報告し、必要に応じて対応策など協議する。
		19 相談者のプライバシー確保に関する区の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備する。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行なながら、相談者の意向や内容に配慮し、相談室を使用するなどしてプライバシーの確保を行う。	相談者の意向や内容に配慮し、相談室を使用するなどしてプライバシーの確保を行う。
		21 終結条件を満たした相談事例について終結させる。	管理者・担当者で話し合い、終結条件を満たした相談事例については終結させる。	管理者・担当者で話し合い、終結条件を満たした相談事例については終結させる。
		22 区で提示している相談事例の分類方法に基づいて、データ等を整備する。	事例の分類方法に沿って日誌等の記録をし、毎月区へ報告する。	事例の分類方法に沿って日誌等の記録をし、毎月区へ報告する。
		23 事業報告書により、各種相談事例の件数を毎月区へ報告する。	業務日誌で相談件数を把握し、毎月区へ実績報告をする。	業務日誌で相談件数を把握し、毎月区へ実績報告をする。

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	高齢者の総合的な相談	24 相談事例の解決のために、必要に応じて区への支援を要請し、支援を受ける。	センター職員間や関係機関と相談しながら対応し、必要に応じて区へ協力要請し、共に対応にあたる。
		25 家族介護者からの相談についても、事業報告書により、件数を毎月区へ報告する。また相談内容について記録等に残して取りまとめる。	相談記録を残しセンター内で共有する。業務日誌にて相談件数を把握し、毎月区へ実績報告をする。
	在宅医療・介護連携に関する相談、連携	51 医療関係者と合同の事例検討会に参加する。	医療関係者と合同の事例検討会に参加し、より多くの方々と顔の見える関係を構築する。また、圏域別在宅療養支援研修を年2回(月島、勝どき)実施し、各事業所の連携と質の向上を図る。
		52 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加する。	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加する。
		53 区民及び関係機関からの相談を随時受け、介護サービス事業所及び医療機関等と連携しながら対応する。	区民及び関係機関からの相談を随時受け付け、介護サービス事業所及び医療機関等と連携しながら対応する。
	地域との連携による支援	20 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理する。	関係機関や関係者のネットワークについて、最新の連絡先や担当者などの情報をリスト作成により随時整理し、管理していく。
	総合相談・支援に関する講座の開催	地域団体からの希望に応じて随時開催する。	地域団体や関係機関等、依頼者の希望に応じて随時出前講座を開催する。
	地域ケア会議(普及・啓発型)の開催 地域ケア会議(個別型)の開催	37 地域の関係者(住民、警察、消防、社会福祉協議会等)に参加してもらい、地域課題の把握を行うため、年3回普及・啓発型の地域支援会議を開催する。 年1回、地域の関係者が集まり地域懇談会を開催する。	地域課題の把握のための普及・啓発型地域ケア会議の随時開催や個別の地域課題について問題解決型地域ケア会議を開催し、住民や関係機関と具体的な対応や地域の潜在的な課題について検討していく。地域ケア会議で上がった地域課題を共有し、連携体制の維持・強化を図るために年1回地域懇談会を開催する。
		38 センター主催の地域ケア会議の運営方針について、参加者等に対し周知を図る。	地域ケア会議を開催する際、口頭、書面にて運営方針を提示し、参加者等に周知を図る。

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
総合相談・支援業務	39 支援困難ケース等が発生した時に、随時開催する。多職種間で支援方針の共有や連携強化を図る。(個別型地域ケア会議)	支援困難ケースの対応に際し、関係機関・多職種と連携し、個別の地域ケア会議を随時開催する。課題解決に向けて情報の共有、継続的な支援体制を構築する。また、同時に地域課題を抽出し、地域ニーズを把握する。	支援困難ケースの対応に際し、関係機関・多職種と連携し、個別の地域ケア会議を随時開催する。課題解決に向けて情報の共有、継続的な支援体制を構築する。また、同時に地域課題を抽出し、地域ニーズを把握する。
	40 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる。(個別型地域ケア会議)	自立支援や重度化防止につながるよう多職種と連携し、取り上げた個別事例を通して課題の発見、対応策を講じていく。(資質向上型地域ケア会議として年2回開催する。)	自立支援や重度化防止につながるよう多職種と連携し、取り上げた個別事例を通して課題の発見、対応策を講じていく。(資質向上型地域ケア会議として年2回開催する。)
	41 区から個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応する。	区から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、誓約書を取り交わし個人情報保護を確実に行う。	区から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、誓約書を取り交わし個人情報保護を確実に行う。
	42 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有する。	地域ケア会議開催後に記録をまとめ、会議で検討された内容を参加者間で共有する。	地域ケア会議開催後に記録をまとめ、会議で検討された内容を参加者間で共有する。
	43 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする。	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を関係者から情報収集・情報共有し、モニタリングにより経過を把握する。	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等を関係者から情報収集・情報共有し、モニタリングにより経過を把握する。
	44 センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討する。(普及・啓発型地域ケア会議)	普及・啓発型地域ケア会議を行うことで、個別の課題やニーズを地域共通の課題やニーズとして明確化し、検討を行う。	普及・啓発型地域ケア会議を行うことで、個別の課題やニーズを地域共通の課題やニーズとして明確化し、検討を行う。
	45 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、区へ報告する。	地域ケア会議開催後、内容を整理し区へ報告する。	地域ケア会議開催後、内容を整理し区へ報告する。
	55 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行う。(地域懇談会で実施)	年1回開催する地域懇談会において地域住民や関係機関と共に、地域の現状や課題、必要な社会資源について協議し意見を集約する。	年1回開催する地域懇談会において地域住民や関係機関と共に、地域の現状や課題、必要な社会資源について協議し意見を集約する。

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
権利擁護業務	成年後見制度や消費者被害に関する相談	26 成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿って対応する。	成年後見制度の区長申し立てに関する判断基準に沿って、担当ケースワーカーやすてっぷ中央と協力して対応する。
		29 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応する。	消費者被害相談を隨時受け付け、必要に応じ速やかに消費生活センターや警察と協力して対応する。また注意喚起、情報提供も同時に行う。
	虐待発見・通報に関する相談	27 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、職員等へ周知する。	高齢者虐待事例及び高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて手順等を整備し、職員へ周知する。
		28 センターまたは区が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討する。	高齢者虐待防止に関する知識や新しい情報を職員間で共有する。虐待の発見・通報に速やかに対応し、区と連携して支援会議の開催、事例対応の検討を行う。
	権利擁護に関する講座	30 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する。	未然防止、早期発見、啓発のため、区民に向けた講座を開催する。また介護事業所等、関係機関と連携し消費者被害に関する情報を共有する。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援・個別相談	31 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握する。	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を区と連携し把握する。
		34 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設ける。	担当圏域の介護支援専門員のニーズを把握し、各関係機関と意見交換ができる場を作り連携の強化を図る。
		35 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るために出前講座等を年4回開催する。	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する出前講座等を年4回開催する。
		36 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握する。	地域の介護支援専門員との連携関係を構築し、相談を受けた際は主任介護専門員が件数などを把握し実績報告していく。

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
包括的・継続的ケアマネジメント業務	介護支援専門員研修会の開催	32 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか。	介護支援専門員の質の向上を図るため、年4回研修を開催する。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、オンラインを活用して研修を開催する。
		33 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての区からの情報提供、区による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催する。	介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する資質向上型地域ケア会議を年2回開催する。
	ケアマネ向けの広報誌「ケアマネの輪」の発行	3センター共同で年3回発行し、研修会の内容等の情報を提供する。	介護支援専門員の業務に役立つ情報提供を目的とし、3センター合同で年3回広報誌を発行する。
	介護支援専門員の自主活動の支援	民間のケアマネジャーの自主的交流の場である「ケアマネ広場」の開催場所を提供することで、介護支援専門員の情報交換等による介護支援専門員の資質向上の支援をする。	介護支援専門員の資質向上のため、ケアマネ広場に可能な限り参加し、情報提供や連携の強化を行う。
指定介護予防支援事業	介護予防ケアプランの作成	46 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、区から示された基本方針をセンター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知する。
		47 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を活用する。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、必要に応じて多様な地域の社会資源を活用しながら介護予防に取り組む。生活機能の維持・改善率80%を目標とする。
		48 利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。	利用者のセルフマネジメントを推進するため、区から示された支援の手法を活用する。
		49 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際、事業所選定は公平性・中立性確保のための指針に沿って行う。

項目		指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
指定介護予防支援事業	介護予防ケアプランの作成	50 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合、担当職員及び管理者とで情報を把握し、管理表にて管理を行う。	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合、担当職員及び管理者とで情報を把握し、管理表にて管理を行う。
	介護予防ケアプラン作成研修の開催	センターのケアプラン作成担当者及びケアプラン作成を委託する居宅介護支援事業所を対象に研修会を3センターで年1回開催する。	3センター合同で、センターのケアプラン作成担当者及び委託する居宅介護支援事業所担当者を対象として介護予防ケアプラン作成研修を年1回行う。	3センター合同で、センターのケアプラン作成担当者及び委託する居宅介護支援事業所担当者を対象として介護予防ケアプラン作成研修を年1回行う。
認知症に関する事業	認知症に関する相談	随時受付けし、緊急性を判断した上で的確に対応する。	随時相談を受け、認知症の早期発見、早期治療に結びつけられるよう、緊急性などを判断し対応する。	随時相談を受け、認知症の早期発見、早期治療に結びつけられるよう、緊急性などを判断し対応する。
	認知症サポーター養成講座	年1回の開催に加えて、希望に応じて随時出前講座を行うことで、認知症の方の応援者となる認知症サポーター数を増やす。	区民向け講座年1回の開催に加え、地域へ広報活動を行い地域団体や企業など幅広く講座を実施し、認知症サポーター数を増やしていく。 <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、オンラインを活用した開催も検討する。</u>	区民向け講座年1回の開催に加え、地域へ広報活動を行い地域団体や企業など幅広く講座を実施し、認知症サポーター数を増やしていく。
	認知症サポーターステップアップ講座	地域で積極的に活動をする認知症サポーターを増やすために、年1回3センター合同で開催する。	3センター合同で年1回開催する。認知症サポーターの興味・関心あるテーマを取り上げ、協力して開催する。	3センター合同で年1回開催する。認知症サポーターの興味・関心あるテーマを取り上げ、協力して開催する。
	認知症サポーター交流会	センターごとに認知症サポーター同士の交流会を開催し、認知症サポーターの地域での活動を促進する。	年4回「サポーターの会」を開催し、認知症サポーターの地域における活動方法についての意見交換、情報提供を行う。新しい活動の方法について検討する。	年4回「サポーターの会」を開催し、認知症サポーターの地域における活動方法についての意見交換、情報提供を行う。新しい活動の方法について検討する。
	認知症初期集中支援チームへの専門職の派遣	54 認知症初期集中支援チームと、訪問支援対象者に関する情報共有を図る。	認知症地域支援推進員を中心に、認知症初期集中支援チームを必要時に派遣し、情報共有を図りながら早期対応をしていく。	認知症地域支援推進員を中心に、認知症初期集中支援チームを必要時に派遣し、情報共有を図りながら早期対応をしていく。

項目	指標	令和5年度計画	令和6年度計画(おとせんより)
その他	家族交流会	介護をしている家族の負担感や不安感を軽減するため、各センターで介護者向けの交流会を開催する。	介護者交流会「月島サロン」を年6回開催し、介護に対する不安や悩みなどを話合える場を提供する。 <u>新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、対面での開催が出来ない場合は、手紙や文書での交流方法を取り入れ継続する。</u>
	福祉用具の展示・情報提供	自立した生活を支援するため、福祉用具の展示や情報提供を行う。	福祉用具の展示スペースがないため、パンフレットやチラシなど視覚的に分かりやすいよう工夫して情報提供していく。
	区民へのおとしより相談センター普及啓発	12 パンフレットの配布など、センターの周知を行う。	地域に向けて中央区おとしより相談センター便りを発行・配布し、センターの周知を図る。

令和5年度 おとしより相談センター事業実績

(1)令和5年度 相談実績

(令和5年12月末日現在)

I 地域包括支援センター事業

I—① 相談内容(重複あり)

(件)

			受付数				合計	R4実績		
			京橋	日本橋	(うち人形町)	月島				
相談内容	介護予防	① 介護予防に関すること	170	447	(371)	273	(88)	890	1,212	
		② 介護保険サービス	2,417	2,049	(1229)	3,018	(997)	7,484	10,999	
	総合相談・支援	③ 福祉・保健サービス	1,631	397	(249)	2,351	(723)	4,379	6,600	
		④ 住宅改修に関すること	141	59	(27)	112	(35)	312	502	
		⑤ 福祉用具に関すること	231	151	(116)	391	(132)	773	1,220	
		⑥ 在宅療養支援に関すること(区民/家族)	221	36	(27)	74	(22)	331	437	
		⑥-2 在宅療養支援に関すること(ケアマネ)	36	20	(14)	31	(6)	87	166	
		⑥-3 在宅療養支援に関すること(訪問看護)	31	6	(6)	16	(1)	53	79	
		⑥-4 在宅療養支援に関すること(包括)	0	6	(5)	4	(1)	10	10	
		⑥-5 在宅療養支援に関すること(医療機関)	60	42	(20)	67	(28)	169	385	
		⑥-6 在宅療養支援に関すること(その他)	8	6	(5)	4	(0)	18	33	
		⑦-1 医療・疾病(入院を含む)	717	575	(407)	947	(394)	2,239	3,609	
		⑦-2 精神に関すること	435	321	(140)	130	(63)	886	1,179	
		⑧ 入所に関すること	373	188	(112)	305	(139)	866	1,095	
		⑨ 認知症に関すること	385	390	(249)	527	(174)	1,302	2,136	
		⑩ 介護方法に関すること	7	72	(45)	11	(6)	90	123	
		⑪ 介護者の離職防止に関すること	7	2	(2)	1	(1)	10	14	
		⑫ その他	71	54	(40)	44	(22)	169	315	
	権利擁護	⑬ 成年後見制度の申立ての支援に関すること	118	19	(12)	111	(72)	248	621	
		⑭ 権利擁護に関すること	199	108	(71)	217	(107)	524	1,552	
		⑮ 虐待に関すること	77	20	(18)	44	(17)	141	123	
	ケアマネ支援	⑯ ケアプランに関すること	15	11	(8)	26	(5)	52	87	
		⑰ 制度に関すること	15	31	(14)	5	(3)	51	19	
		⑱ 社会資源に関すること	3	1	(1)	3	(1)	7	19	
		⑲ その他ケアマネ業務に関すること	1	5	(5)	1	(0)	7	11	
その他(事業者等)			2	1	(1)	0	(0)	3	5	
合 計			7,371	5,017	(3194)	8,713	(3037)	21,101	32,551	

I—② 相談件数(実人数)

(人)

			受付数				合計	R4実績
			京橋	日本橋	(うち人形町)	月島		
相談手段	電 話	3,291	2,582	1,537	3,123	(1267)	8,996	13,432
	来 所	1,287	830	594	2,144	(428)	4,261	6,117
	訪 問	707	486	322	951	(381)	2,144	3,389
	文 書(FAX・メール含む)	61	82	64	31	(24)	174	197
	コールセンター	78	6	0	28	(0)	112	172
	合 計	5,424	3,986	2,517	6,277	(2100)	15,687	23,307

(2) 令和5年度 講座開催実績

京橋おとしより相談センター講座開催実績

(令和5年12月末現在)

	月 日	講座名	内 容	講師名	対象者	参加人数
介護予防	5/29	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	東京体育機器株式会社 中村 まゆみ氏	区民	1人
	11/20	介護予防研修	ヒアリングフレイルを意識した要支援・要介護者への対応	ユニバーサルサウンドデザイン 株式会社 所長 中石 真一路氏	介護支援専門員	31人
	11/29	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	東京体育機器株式会社 中村 まゆみ氏	区民	2人
福祉講座	9/19	地域住民の為の福祉講座	シニアのためのワクワクお片付け講座	NPO法人ら・し・さ 藤岡 聖子氏 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 佐藤 英和	区民・在勤・在学者	14人
権利擁護	※1 4/13	出前講座 (いきいき桜川)	成年後見制度について	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民・在勤・在学者	中止
出前講座	6/22	出前講座 (いきいき桜川)	もしも要介護になつたら	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民	3人
	7/4	出前講座 (社会福祉協議会)	介護保険制度を学ぼう！	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	虹のサービス協力員	28人
	8/17	出前講座 (ほがらかサロン)	熱中症について	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民	30人
	※2 8/28	出前講座	楽しい！簡単！私にもできた！シニアのための簡単スマホ教室	ソフトバンク担当者 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 佐藤 英和	区民	中止
	9/30	出前講座 (薬剤師会)	地域包括支援センターの役割・任務と薬剤師への要望について	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	東京都薬剤師会	60人
	10/18	出前講座 (聖路加国際大学)	生活機能障害を持つ高齢者への地域包括支援センターによる専門職支援	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	在学者	130人
	10/24	出前講座 (民生・児童委員 高齢福祉部会研修会)	介護保険制度・成年後見制度について	すてっぷ中央 山田 英子氏 石井 佐由三氏 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴 日本橋おとしより相談センター 保健師 保田 奈奈 月島おとしより相談センター 主任介護支援専門員 林 裕一	民生委員	24人
	11/16	区民カレッジ	家で療養・介護するため役立つ保健医療福祉サービス	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民	20人
	12/27	出前講座 (京橋ひろば)	介護保険と介護予防について	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民	13人
	12/28	出前講座 (いきいき桜川)	おとしより相談センターについて	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民	6人

	月 日	講座名	内 容	講師名	対象者	参加人数
認知症成サポーター講座	10/20	認知症サポートー養成講座 (区民向け)	・オリエンテーション ・認知症とは (中核症状、行動・心理状態) ・認知症の診断、治療 ・認知症の方への接し方 ・サポートーとしてできること ・質疑応答	京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	区民・在勤・在学者	10人
関する認知症事業	9/26	認知症サポートー ステップアップ講座	認知症の方への接し方について ～教科書にはのらない認知症ケア～	特別養護老人ホーム晴海苑 施設長 海野 慎介氏	認知症サポートー (区民・在勤・在学者)	31人
ケアマネ支援	5/16	介護支援専門員研修会	資質向上型地域ケア会議の内容 について～実際のケア会議の ロールプレイを見ながら～	京橋おとしより相談センター 主任介護支援専門員 牧野 和子 社会福祉士 吉田 千晴	介護支援専門員	30人
	8/29	介護支援専門員研修会	事例検討の技術を高め利用者支 援に役立てる	東京社会福祉士会 古城 靖彦氏 居宅介護支援事業所あいおい 主任介護支援専門員 長谷 拓也氏 京橋おとしより相談センター 主任介護支援専門員 牧野 和子 社会福祉士 吉田 千晴	介護支援専門員	27人
	11/15	介護支援専門員研修会	安全な環境づくりについて学び 利用者の自立支援に活かす	テクノエイド協会 研修部長 矢沢 由多加氏 主任ケアマネジャーの会 会長 富岡 真澄氏 京橋おとしより相談センター 主任介護支援専門員 牧野 和子 社会福祉士 吉田 千晴	介護支援専門員	30人
在介護連携・	9/28	圏域別在宅療養支援研修	お互いを尊重しあう円滑なコ ミュニケーション	一般社団法人 コレカラ・サポート 監事 稲生 豊氏 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴	圏域内 介護医療従事者	24人

※1 新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止

※2 希望者が少なかったため開催中止

日本橋おとしより相談センター講座開催実績

(令和5年12月末現在)

	月 日	講座名	内容	講師名	対象者	参加人数
介護予防	6/14	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	東京体育機器株式会社 中村 まゆみ氏	区民	15人
	9/13	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	東京体育機器株式会社 中村 まゆみ氏	区民	11人
	11/20	介護予防研修	ヒアリングフレイルを意識した要支援・要介護者への対応	ユニバーサルサウンドデザイン 株式会社 所長 中石 真一路氏	介護支援専門員	31人
福祉講座	11/14	福祉講座	知っておきたい！お墓と葬儀の基礎知識	株式会社セレモニー 秋野 圭崇氏	区民・在勤・在学者	16人
権利擁護	7/11	福祉講座	終活にむけて～死後事務委任契約とは？成年後見制度との違いについて～	リーガルサポート東京支部 司法書士 南 真由美氏	区民・在勤・在学者	28人
出前講座	4/5	出前講座 (わくわくパーク十思)	消費者被害・悪徳商法	人形町おとしより相談センター 社会福祉士 小曾根 稔	区民	12人
	6/12	出前講座 (いきいき浜町)	熱中症予防について	日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	区民	8人
	7/15	出前講座 (久松明寿会)	熱中症予防について	日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	区民	20人
	10/24	出前講座 (民生・児童委員 高齢福祉部会研修会)	介護保険制度・成年後見制度について	すてっぷ中央 山田 英子氏 石井 佐由三氏 日本橋おとしより相談センター 保健師 保田 奈奈 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴 月島おとしより相談センター 主任介護支援専門員 林 裕一	民生委員	24人
	11/16	出前講座 (いきいき浜町)	介護保険制度・感染予防について～手洗い体験を通して～	人形町おとしより相談センター 看護師 小林 亮博 介護支援専門員 房松 美樹	区民	8人
	11/25	出前講座 (かきなんくらぶ)	介護保険制度・介護予防について	人形町おとしより相談センター 看護師 小林 亮博	区民	20人
	12/13	出前講座 (三井住友プライマリー生命)	認知症の方への接し方	日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美 保田 奈奈	在勤者	9人
	5/26	認知症サポーター養成講座 (日本証券業協会)	・オリエンテーション ・認知症とは (中核症状、行動・心理症状) ・認知症の診断・治療 ・認知症の方への接し方 ・サポーターとしてできること ・質疑応答	日本橋おとしより相談センター 保健師 保田 奈奈	在勤者	206人
認知症成サポー ト座 ターカー	8/30	認知症サポーター養成講座 (日本証券業協会)		日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	在勤者	200人

	月 日	講座名	内容	講師名	対象者	参加人数
認知症サポートー養成講座	11/14	認知症サポートー養成講座 (浜町児童館)	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・認知症とは (中核症状、行動・心理症状) ・認知症の診断、治療 ・認知症の方への接し方 ・サポートーとしてできること ・質疑応答 	日本橋おとしより相談センター 看護師 小林 亮博 保健師 阿部 彩美 キャラバンメイト 本橋 澄美江氏 認知症サポートー 植田 朱美氏	区民	11人
	11/16	認知症サポートー養成講座 (大同生命保険株式会社)		日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	在勤者	32人
	11/22	認知症サポートー養成講座 (堀留町児童館)		日本橋おとしより相談センター 看護師 小林 亮博 保健師 保田 奈奈 保健師 阿部 彩美 キャラバンメイト 高野 大輔氏 本橋 澄美江氏 田中 榮子氏	区民	14人
	12/6	認知症サポートー養成講座 (日本証券業協会)		日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	在勤者	178人
	12/18	認知症サポートー養成講座 (大同生命保険株式会社)		日本橋おとしより相談センター 保健師 阿部 彩美	在勤者	27人
関する事事業に認知症	9/26	認知症サポートー ステップアップ講座	認知症の方への接し方～教科書 には載らない認知症ケア～	特別養護老人ホーム晴海苑 施設長 海野 慎介氏	認知症サポートー (区民・在勤・在学者)	31人
	10/31	認知症サポートー交流会	暮らしの中の認知症予防と笑い ヨガ体験	聖路加国際病院 看護師 田中 万里子氏 笑いヨガティーチャー 中井 厚子氏	認知症サポートー	8人
ケアマネ支援	6/22	介護支援専門員研修会	高齢者の排泄について	高田ウロクリニック 院長 高田 将吾氏	介護支援専門員	27人
	9/21	介護支援専門員研修会	在宅生活での排泄ケアを考える	八丁堀ケアプランセンター 内田 一郎氏 SOMPOケアソリューション 事業営業部 萩原 真理子氏 医師会立中央区訪問看護ステーション 寒河江 千智氏 中央区新川訪問介護ステーション 山田 洋之氏	介護支援専門員	24人
	12/15	介護支援専門員研修会	高齢者虐待について	介護保険課地域支援係 小森 美樹氏	介護支援専門員	18人
在宅連携・医療	7/13	圏域別在宅療養支援研修会	熱中症対策～フレイル予防を考慮した栄養管理について～	株式会社メディセプト いきいきSUN訪問看護ステーション 管理栄養士 森 美樹氏	圏域内 介護医療従事者	23人

月島おとしより相談センター講座開催実績

(令和5年12月末現在)

	月 日	講座名	内容	講師名	対象者	参加人数
介護予防	8/28	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	ルネサンス 健康運動指導士 沼尾 史子氏	区民	20人
	11/20	介護予防研修	ヒアリングフレイルを意識した要支援・要介護者への対応	ユニバーサルサウンドデザイン 株式会社 所長 中石 真一路氏	介護支援専門員	31人
	11/27	「はつらつ健康教室」体験講座	はつらつ健康教室の体験・内容紹介	ルネサンス 健康運動指導士 沼尾 史子氏	区民	14人
	11/29	介護予防講座	いつまでもやりたいことをやるために	東京慈恵会医科大学 リハビリテーション科 吉田 健太郎氏	区民	19人
福祉講座	12/15	福祉講座	お薬について知ろう! ～お薬の正しい飲み方、飲み合わせについて～	東京都立墨東病院 薬剤科長 城田 幹生氏	区民・在勤・在学者	11人
権利擁護	8/28	福祉講座	騙されないために! ～高齢者詐欺の手口と防止策について～	月島警察署 生活安全課防犯活動アドバイザー 菅原 稔氏 全国消費生活相談員協会会員 小島 勢津子氏	区民・在勤・在学者	12人
	10/13	出前講座 (勝どき敬老館)	・すべて中央事業紹介 ・権利擁護支援事業について ・成年後見制度について	すべて中央 岩倉 弘樹氏	区民	11人
出前講座	5/18	出前講座 (ソフトタウン集会室)	・緊急通報システム、見守りキーホルダー、救急医療情報キット ・介護保険の申請について	月島おとしより相談センター 社会福祉士 佐藤 美由紀 岡 啓	区民	14人
	5/24	出前講座 (シャンポール月島ひまわり会)	・見守りキーホルダーについて ・認知症と認知症予防について	月島おとしより相談センター 社会福祉士 岡 啓 主任介護支援専門員 森下 智恵子	区民	13人
	6/9	出前講座 (勝どき敬老館)	・おとしより相談センターとは ・介護保険の申請について ・緊急通報システム、見守りキーホルダー、救急医療情報キット、家具転倒防止器具取付について	月島・勝どきおとしより相談センター 社会福祉士 中村 華子 岡 啓 佐藤 美由紀	区民	5人
	8/18	出前講座 (勝どき敬老館)	「知ろう栄養!～配色弁当試食会～」	マイホーム新川 管理栄養士 八巻 春香氏	区民	14人
	9/24	出前講座 (認知症カフェ)	・おとしより相談センターについて ・介護保険制度について	月島・勝どきおとしより相談センター 看護師 宮 博子 社会福祉士 佐藤 美由紀	区民	13人
	10/20	出前講座 (千寿会)	コグニサイズ 認知症予防へ向けた運動	月島おとしより相談センター 保健師 菊地 奈規	区民	7人
	10/24	出前講座 (民生・児童委員 高齢福祉部会研修会)	介護保険制度・成年後見制度について	すべて中央 山田 英子氏 石井 佐由三氏 月島おとしより相談センター 主任介護支援専門員 林 裕一 京橋おとしより相談センター 社会福祉士 吉田 千晴 日本橋おとしより相談センター 保健師 保田 奈奈	民生委員	24人

	月 日	講座名	内容	講師名	対象者	参加人数
出前講座	12/13	出前講座 (シニアセンター)	・区の福祉サービスについて ・介護予防・フレイル	月島・勝どきおとしよりセンター 社会福祉士 岡 啓 保健師 寺本 健太	区民	10人
	12/21	出前講座 (コーチャタワー)	見守りリキーホルダーについて	勝どきおとしより相談センター 社会福祉士 中村 華子 岡 啓	区民	10人
認知症サポーター養成講座	4/14	認知症サポーター養成講座 (勝どき敬老館)	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・認知症とは (中核症状、行動・心理状態) ・認知症の診断、治療 ・認知症の方への接し方 ・サポーターとしてできること ・質疑応答 	勝どきおとしより相談センター 看護師 宮 博子 社会福祉士 岡 啓	区民	3人
	6/10	認知症サポーター養成講座 (区民向け)		月島・勝どきおとしより相談センター 保健師 菊地 奈規 看護師 宮 博子	区民・在勤・在学者	10人
	11/9	認知症サポーター養成講座 (勝どき児童館)		月島おとしより相談センター 保健師 菊地 奈規 寺本 健太 キャラバンメイト 高塚 恵氏	区民	15人
	11/24	認知症サポーター養成講座 (ダイハツ東京)		月島おとしより相談センター 保健師 菊地 奈規 寺本 健太	在勤者	16人
	11/28	認知症サポーター養成講座 (佃児童館)		月島・勝どきおとしより相談センター 看護師 宮 博子 保健師 寺本 健太 キャラバンメイト 山本 麻実子氏 佐藤 敦子氏	区民	15人
	12/13	認知症サポーター養成講座 (ダイハツ東京)		月島・勝どきおとしより相談センター 看護師 宮 博子 保健師 寺本 健太	在勤者	20人
	12/15	認知症サポーター養成講座 (晴海総合高校)		特別養護老人ホーム晴海苑 施設長 海野 慎介氏 月島おとしより相談センター 保健師 菊地 奈規	在学者	10人
	5/30	認知症サポーターの会	・認知症のよくある事例 ・対応Q&A ・今年度の取り組みについて	月島・勝どきおとしより相談センター 社会福祉士 中村 華子 保健師 菊地 奈規 寺本 健太	認知症サポーター	13人
認知症に関する事業	7/26	認知症サポーターの会	コグニサイズで認知症と夏バテ防止	月島・勝どきおとしより相談センター 社会福祉士 中村 華子 保健師 菊地 奈規 寺本 健太	認知症サポーター	8人
	9/26	認知症サポーター ステップアップ講座	認知症の方への接し方について ～教科書にはのらない認知症ケア～	特別養護老人ホーム晴海苑 施設長 海野 慎介氏	認知症サポーター (区民・在勤・在学者)	31人
	10/26	認知症サポーターの会	移動に使う福祉用具を知ろう	シルバーサポート江東 武田 渉氏	認知症サポーター	7人

	月 日	講座名	内容	講師名	対象者	参加人数
ケアマネ支援	4/26	介護支援専門員研修会	明日から役立つアセスメントシリーズ第2弾 ～脱マスクに向けた口腔観察のポイント～	京橋歯科医師会 寺田歯科クリニック 寺田 香織氏	介護支援専門員	16人
	7/25	介護支援専門員研修会	障害福祉サービスの視点と介護保険の視点の違いについて	基幹相談支援センター	介護支援専門員	21人
	10/31	介護支援専門員研修会	適切なケアマネジメント手法の基本を学ぶ	特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会 理事 西澤 文恵氏	介護支援専門員	28人
介護連携・ 在宅医療	8/15	圏域別在宅療養支援研修	高齢者の心理・支援について	臨床人間学研究会附属あさか台相談室 理事長・室長 藤本 裕明氏	圏域内 介護医療従事者	25人
	11/22	圏域別在宅療養支援研修	・死別を支え合う地域コミュニティの形成 －家族へのグリーフケア、地域コミュニティへの支援－	聖路加国際大学大学院 看護学研究科在宅看護学 准教授 小野 若菜子氏	圏域内 介護医療従事者	36人

(3) 令和5年度 地域ケア会議開催実績

地域ケア会議には、個別の事例を扱う問題解決型と資質向上型、地域との連携等を行う普及・啓発型と地域懇談会があります。

京橋おとしより相談センター

(令和5年12月末現在)

	日付	地域ケア会議の種類	内容	参加者	対象地域	人数
1	6/30	地域懇談会	地域で高齢者を支えるために、それぞれの役割からできること	民生委員・地域見守り活動団体・司法書士事務所・かもめケアネット・見守りに関する協定締結事業者・サンサンサロン協力者・優っくり村中央湊・居宅介護支援事業所・社会福祉協議会・築地警察署・京橋消防署・中央区医師会・京橋歯科医師会・京橋薬剤師会・桜川敬老館・介護保険課	京橋圏域	21人
2	7/16	資質向上型	・本人の思いを家族・関係者が共有し、本人の生活を活性化するための支援 ・リハビリを本人の生活に活用する支援	主任介護支援専門員・介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・介護保険課		6人
3	9/15	問題解決型	経済的に不安定な高齢者と介護保険サービス継続の難しさや今後の居場所について	弁護士事務所・居宅介護支援事業所・社会福祉協議会・生活支援課・介護保険課		5人
4	9/21	資質向上型	・家族管理による栄養に課題のある方への支援 ・転居してきた新たな地で、不安を取り除き本人らしく暮らす支援	主任介護支援専門員・介護支援専門員・理学療法士・管理栄養士・介護保険課		6人
5	10/19	問題解決型	急激に認知機能が低下し親族関係も希薄な60代の独居高齢者に対する支援について	管理会社・民生委員・社会福祉協議会・生活支援課・介護保険課		7人

日本橋おとしより相談センター

(令和5年12月末現在)

	日付	地域ケア会議 の種類	内容	参加者	対象地域	人数
1	5/23	問題解決型	親族の支援がない独居高齢者の今後の支援	民生委員・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・生活支援課・介護保険課		6人
2	6/7	地域懇談会	地域で高齢者を支えるために、それぞれの役割からできること	民生委員・地域見守り活動団体・見守り活動に関する協定締結事業者・通いの場・小規模多機能型居宅介護支援事業所・作業療法士会・日本橋医師会・お江戸日本橋歯科医師会・日本橋薬剤師会・久松警察署・日本橋消防署・浜町敬老館・社会福祉協議会・介護保険課		23人
3	8/21	問題解決型	老朽化の進む自宅で生活し、地域から孤立しつつある高齢者の支援	親族・民生委員・桜川敬老館・介護保険課		4人
4	11/22	資質向上型	・こだわりの生活スタイルがある独居高齢者の暮らしを継続させるための地域支援について ・進行性疾患のある高齢者が生きがいを持ち家族との生活を継続するための支援について	主任介護支援専門員・作業療法士・薬剤師・介護保険課・介護支援専門員		6人
5	11/30	普及啓発型	各機関の事業説明、情報提供、意見交換	民生委員・久松警察署・社会福祉協議会・介護保険課	浜町二丁目	4人
6	12/7	問題解決型	他者の介入を拒否する精神疾患・認知症伴う独居高齢者の支援について	親族・民生委員・介護保険課		3人

月島おとしより相談センター

(令和5年12月末現在)

	日付	地域ケア会議 の種類	内容	参加者	対象地域	人数
1	4/21	問題解決型	近隣の住人への頼み事がエスカレートし苦情になっている事例	民生委員・あんしん協力員・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・介護保険課		5人
2	6/13	問題解決型	被害妄想が強い独居高齢者の暮らしを見守る	民生委員・診療所・月島警察署・社会福祉協議会・住宅課・介護保険課		6人
3	6/16	地域懇談会	高齢者に関する地域の様々な課題を通して、それぞれの役割からできること	民生委員・地域見守り活動団体・町会・見守りに関する協定締結事業者・居宅介護支援事業所・中央区医師会・京橋歯科医師会・京橋薬剤師会・臨港消防署・月島警察署・勝どき敬老館・社会福祉協議会・月島保健センター・基幹相談支援センター・介護保険課	月島圏域	19人
4	6/20	問題解決型	認知症、独居高齢者の在宅生活継続について	自治会・訪問診療・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所・生活支援課・介護保険課		6人
5	6/21	資質向上型	・自分のことは自分で行いたいという意向はあるが、自身の疾患や夫の介護のため思うようにリハビリができない高齢者について。 ・進行性の難病だが、身体の動きや機能に思い込みがあり希望と現実にギャップのある高齢者について	主任介護支援専門員・管理栄養士・作業療法士・介護保険課・介護支援専門員		6人
6	7/6	問題解決型	精神的なストレスで物を貯めこんでしまうため、生活が滞ってしまう高齢者を多機関で支える	民生委員・居宅介護支援事業所・社会福祉協議会・生活支援課・介護保険課		9人
7	7/14	問題解決型	共依存でサービスを拒む姉弟への今後の関わり方について	民生委員・居宅介護支援事業所・診療所・訪問看護ステーション・福祉用具事業所・管理会社・介護保険課		10人
8	7/19	問題解決型	独居認知症高齢者が地域で自分らしく生活するためには	民生委員・居宅介護支援事業所・通所介護事業所・月島警察署・介護保険課		5人
9	7/21	問題解決型	亡兄の相続と今後の本人への支援について	民生委員・病院・臨港消防署・社会福祉協議会・介護保険課		8人
10	7/28	問題解決型	本人の希望通り最後を迎えるために、支援者は何ができるのか	訪問診療所・月島警察署・訪問看護ステーション・介護保険課		4人
11	8/9	問題解決型	認知症状の進行があり、金銭トラブルに遭っている独居高齢者の地域での生活を見守る	民生委員・居宅介護支援事業所・社会福祉協議会・京橋月島郵便局・月島警察署・介護保険課		6人

	日付	地域ケア会議 の種類	内容	参加者	対象地域	人数
12	8/16	問題解決型	認知症と金銭管理 ～事理弁識能力と後見制度申し立てについて～	居宅介護支援事業所・訪問診療所・友人・社会福祉協議会・介護保険課		6人
13	8/23	問題解決型	家族全体のフォローが必要なケースについて ～介護・理解力が乏しい家族の現在と今後について～	司法書士事務所・基幹相談センター・月島保健センター・東京都住宅供給公社・社会福祉協議会・障害者福祉課・障害者就労支援センター・生活支援課・介護保険課		12人
14	8/24	問題解決型	独居認知症高齢者の今後の生活 ～地域での見守りや支援と後見人申し立て～	民生委員・居宅介護支援事業所・訪問介護・社会福祉協議会・介護保険課		5人
15	8/29	問題解決型	認知症・独居高齢者を支えるには ～地域・医療・介護の連携～	親族・民生委員・自治会・あんしん協力員・月島警察署・訪問診療・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・介護保険課		9人
16	9/19	問題解決型	介護が必要な高齢者の生活環境を考える	親族・民生委員・訪問診療・訪問看護・生活支援課・社会福祉協議会・居宅介護支援事業所・介護保険課		9人
17	9/29	問題解決型	同居の知人が介護への理解が薄い認知症高齢者	民生委員・住宅課・居宅介護支援事業所・介護保険課		6人
18	10/27	問題解決型	必要なケアが途切れる可能性がある夫婦の今後を考える	訪問診療・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・民生委員・介護保険課		5人
19	11/17	普及啓発型	タワーマンションの高齢者の見守りについて	民生委員・自治会・管理会社・病院・月島警察署・臨港消防署・訪問看護ステーション・社会福祉協議会・月島保健センター・介護保険課	晴海	12人
20	11/28	普及啓発型	高層マンション群の独り歩き高齢者について	訪問診療・訪問看護ステーション・訪問介護事業所・月島警察署・不動産会社・介護保険課	佃	6人

(4) 地域別人口とおとしより相談センター職員数

○地域別人口

日常生活圏域	令和4年12月末		令和5年12月末	
	人口	うち65歳以上	人口	うち65歳以上
京橋	42,347人	6,503人	42,870人	6,568人
日本橋	53,615人	6,798人	54,680人	6,842人
月島	78,112人	12,218人	79,285人	12,474人
計	174,074人	25,519人	176,835人	25,884人

○令和5年度人員体制

圏域	センターナンバー	常勤		非常勤		計
		専門職	事務員	専門職	事務員	
京橋	京橋おとしより相談センター	5人	1人	0人	0人	6人
日本橋	日本橋おとしより相談センター	2人	0人	2人	1人	5人
	人形町おとしより相談センター	5人	0人	0人	0人	5人
月島	月島おとしより相談センター	4人	0人	5人	1人	10人
	勝どきおとしより相談センター	4人	0人	3人	1人	8人

○常勤専門職員1人あたりの高齢者人口(令和5年12月末現在)

	1人あたりの高齢者人口
京橋おとしより相談センター	1,314人
日本橋おとしより相談センター (人形町おとしより相談センター含む)	977人
月島おとしより相談センター (勝どきおとしより相談センター含む)	1,559人

○現在のおとしより相談センターの常勤専門職員配置状況(令和5年12月末現在)

京橋	京橋おとしより相談センター(5人) 3職種(主任介護支援専門員(1人)、社会福祉士(3人)、保健師等(0人))、認知症地域支援推進員(1人)、介護支援専門員(0人)
日本橋	日本橋おとしより相談センター(7人) 3職種(主任介護支援専門員(0人)、社会福祉士(2人)、保健師等(1人))、認知症地域支援推進員(1人)、介護支援専門員(3人)
月島	月島おとしより相談センター(8人) 3職種(主任介護支援専門員(2人)、社会福祉士(3人)、保健師等(2人))、認知症地域支援推進員(1人)